

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード		11-02-01		戦略プラン	<input type="checkbox"/> 協働	<input checked="" type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事		
事務事業名		建築紛争相談		部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	大木		
				担当者名	大竹・谷川		内線	2838		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（4年度）		01-03-01		建築紛争相談事務費						
事務事業の種類		<input type="checkbox"/> 新規事業 (<input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度)		<input type="checkbox"/> 建設事業		<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業				
開始年度		昭和 53 (1978) 年度		根拠	荒川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例及び施行規則等					
終期設定		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 () 年度		法令等						
実施基準		<input type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input type="checkbox"/> 計画		<input checked="" type="checkbox"/> 非計画			
行政評価 事業体系		分野	IV	環境先進都市						
		政策	08	良好で快適な生活環境の形成						
施策	02	快適な居住環境の形成								
目的	中高層建築物の建築に伴い生じる日照阻害や電波障害、工事被害等、関係住民と建築主との間の紛争を予防又は調整し、地域における健全な生活環境の維持及び向上を図る。									
対象者等	<input type="checkbox"/> 高さ10mを超える建築物(中高層建築物)の建築主及び関係者(延べ面積10,000㎡を超える場合は都扱い) <input type="checkbox"/> 中高層建築物の敷地境界線から、その高さの2倍の範囲内にある土地又は建築物の権利者及び居住者 <input type="checkbox"/> 中高層建築物による電波障害の影響を受ける者									
内容	電話及び窓口にて随時相談を受け付ける。建築紛争相談員が助言・指導などを行っている。専門的助言、指導を必要とするケースについては、建築紛争調整員が対応する（原則月曜日、事前予約制）。 なお、当事者間の話し合いでは解決する見込みがなく、双方から紛争調整の申出があった場合には、建築紛争調整員があっせんを行う。あっせんでは、当事者双方の主張の要点を確かめ、紛争の解決を図る。あっせんによっても解決の見込みが無い場合は、あっせんを打ち切り、調停に移行するよう勧告することができる。 1 建築紛争調停委員（任期2年） 会長 1人 委員 3人 2 建築紛争調整員（任期2年） 4人 3 調停委員会議、調整員会議 4 特別区調停委員等連絡協議会、特別区調停委員等連絡協議会第二ブロック会									
経過	都市部における土地の高度利用化の進展に伴う、日照阻害や電波障害といった建築紛争に対する問題解決を図るために、昭和51年の建築基準法改正を契機に、中高層建築物への高さ制限には東京都日影規制条例が、紛争調整には紛争予防条例が制定され、双方セットの一貫した日照問題対策として昭和53年度からスタートした。 S53.12.7 荒川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例制定 S54.2.15 荒川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則制定 S57.7.9 荒川区建築紛争調整員設置要綱制定 H19.9.27 条例改正（建築主の説明会への出席を義務化） H29.4～ 専門相談体制の見直し ※27.4.1近隣まちづくり推進事業から統合（専門相談・まちづくりコンサルタント派遣）									
必要性	建築等について不安を抱く区民に対して専門的な見地からアドバイスできる体制を整備しておくことは、大変重要である。また、調停委員会は裁判所における判決手続きとは異なり、専門性を發揮しつつ、簡易に迅速な処理を行うことができる。									
実施方法	(<input type="checkbox"/> 直営) (直営の場合 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤職員 <input checked="" type="checkbox"/> 会計年度任用職員)									
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明		
			元年度	2年度	3年度	4年度 見込み	目標値 (8年度)			
	①	中高層建築物相談件数		532	958	843	720			
	②	あっせん物件解決率 (%)		100	100	100	100	100	あっせん物件件数が0件の場合、解決率は0%とする	
③										
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
4年度		5年度								
継続		継続	生活環境の変化に不安を持つ住民からの相談等が増加傾向にあり、専門家からの意見を参考に諸問題の解決へと導くための事業であるため、継続して実施する。							

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額		2,868	2,741	2,731	2,732	2,611	2,610	2,564
決算額(4年度は見込み)		1,873	2,059	1,919	2,078	1,625	1,682	2,564
実績の推移	事項名(4年度は見込み)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
中高層相談件数		706	672	515	532	958	843	720
あっせん件数		0	0	0	1	2	1	2
専門相談件数		3	14	15	27	24	31	24
サポート一派遣件数		28	27	40	51	27	26	36

予算・決算の内訳

令和2年度(決算)			令和3年度(決算)			令和4年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	委員報酬	1,421	報酬	委員報酬	1,461	報酬	委員報酬	2,213
報償費	専門相談	127	報償費	専門相談員	127	報償費	専門相談員	172
旅費	費用弁償	0	旅費	費用弁償	4	旅費	費用弁償	51
需用費	事務用品	8	需用費	事務用品	20	需用費	事務用品	32
負担金補助等	特別区・第二ブロック	70	負担金補助等	特別区・第二ブロック	70	負担金補助等	特別区・第二ブロック	96

(単位 : 千円)

行政コスト計算書	勘定科目	2年度	3年度	差額	勘定科目	2年度	3年度	差額
	給与関係費	3,081	6,873	3,792	地方税等	0	0	0
	物件費	8	24	16	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	行政分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	197	197	0	収入使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	61	61
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	61	61
	賞与・退職給与引当金繰入額	535	331	▲ 204	行政取支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,821	▲ 7,364	▲ 3,543
	その他行政費用	0	0	0	金融取支差額(d)	0	0	0
備考	行政費用合計(b)	3,821	7,425	3,604	通常取支差額(c)+(d)=(e)	▲ 3,821	▲ 7,364	▲ 3,543
問題点・課題	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 3,821	▲ 7,364	▲ 3,543

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き関連部署との密接な連携を図り、相談内容の複雑な案件や行政が関与しがたい案件でも可能な限り丁寧に対応する。	関係部署と連携し、複雑な内容の相談や行政の関与が困難な案件について対応を行った。あっせんについてには、解決に導くことが出来た。	引き続き関連部署と連携し、複雑な相談や行政の関与が難しい案件についても、可能な限り区民に寄り添って対応する。
②			
③			
施 区 状 況 の 実	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
況議 (会 要質 旨問 状)	○平成20年1定 地上デジタルテレビ放送移行に伴う問題について		

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード		11-02-02		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名		建築審査会		部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	大木	
				担当者名	大竹・星野・谷川		内線	2838	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（4年度）		01-05-01	建築審査会事務費						
事務事業の種類		<input type="radio"/> 新規事業 <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度	<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業					
開始年度		昭和 58 (1983) 年度	根拠	建築基準法第78条					
終期設定		<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 () 年度	法令等	荒川区建築審査会条例					
実施基準		<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価 事業体系		分野 IV 環境先進都市 政策 08 良好で快適な生活環境の形成 施策 02 快適な居住環境の形成							
目的	建築基準法に基づき設置している建築審査会の職務を通して、建築物に対する不服申し立てや可否・同意など、建築行政の公正な運営を図る。								
対象者等	荒川区内に建物を建築する建築主、当該建築物の関係権利者 建築基準法令の規定による処分又はこれに係る不作為に不服がある者								
内容	1 建築審査会の職務①建築基準法による特定行政府の許可等に対する同意 ②特定行政府、建築主事、建築監視員若しくは指定確認検査機関の処分又はこれに係る不作為に対する審査請求（不服申立て）についての裁決 ③特定行政府の諮問に応じての重要事項の審議 ④建築基準法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議 2 建築審査会委員（任期2年）会長 1人・委員 4人・専門調査員 1人 3 建築審査会の開催 年10回（R4年度予算） 4 その他会議 全国建築審査会長会議、特別区建築審査会委員等連絡協議会、特別区建築審査会委員等連絡協議会第二ブロック会会議								
経過	昭和57年、地方自治法及び建築基準法施行令149条の一部改正により、特別区に建築審査会を設置、昭和58年度からスタートした（都から区への権限の移譲）。建築審査会の運営は事務の効率化を図るために、第二ブロックで委員を共通とし共同運営を行っている。 S58. 3. 23 荒川区建築審査会条例制定 S63. 12. 23 荒川区建築審査会運営規程制定 H11. 4. 20 建築基準法第43条第1項ただし書許可審査基準制定（建築課） H14. 3. 28 荒川区近隣まちづくり推進制度についての答申 H19. 4. 24 荒川区近隣まちづくり推進制度改正についての報告 H27. 4. 1 荒川区建築審査会条例一部改正（マン建法関係） H28. 4. 1 荒川区建築審査会条例一部改正（委員の任期）								
必要性	建築審査会は、建築基準法に基づき設置を義務付けられている。特に建築基準法に基づく処分の取消訴訟との関係においては、専門的、技術的性格を有するものであるため必要性は極めて高い。								
実施方法	(1直営) (直営の場合) <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員)								
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度 見込み	目標値 (8年度)		
	①	同意案件件数		3	5	4	4	4	目標値は、予測値として算定
	②	審査請求（終結）件数		0	3	0	1	1	目標値は、予測値として算定
③									
事務事業の分類			分類についての説明・意見等						
4年度		5年度							
継続		継続	法に基づく同意、審査請求に対する裁決を行う必要不可欠な機関であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額	1,622	1,880	1,933	1,654	1,663	1,837	1,760
決算額(4年度は見込み)	700	847	496	658	1,296	595	1,760
実績の推移	事項名(4年度は見込み)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
建築審査会開催数		4	3	1	4	10	4
同意案件件数		5	12	4	3	5	5
審査請求件数		0	0	0	1	2	0
							1

予算・決算の内訳

令和2年度(決算)			令和3年度(決算)			令和4年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	委員報酬	1,046	報酬	委員報酬	443	報酬	委員報酬	1,335
報償費	裁決書作成	59	報償費	裁決書作成	0	報償費	裁決書作成	119
旅費	研修費	0	旅費	研修費	0	旅費	研修費	28
需用費	事務用品・図書購入	47	需用費	事務用品・図書購入	45	需用費	事務用品・図書購入	50
役務費	速記録手数料	36	役務費	速記録手数料	0	役務費	速記録手数料	97
使用料等	建築審査会会場	0	使用料	建築審査会場	0	使用料	建築審査会場	3
	全国・特別区・第二ブロック	108		全国・特別区・第二ブロック	108		全国・特別区・第二ブロック	128

(単位 : 千円)

行政コスト計算書	勘定科目	2年度	3年度	差額	勘定科目	2年度	3年度	差額
	給与関係費	4,366	5,022	656	地方税等	0	0	0
	物件費	83	45	▲ 38	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	行政都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	167	108	▲ 59	収入使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,070	280	▲ 790	行政取支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,686	▲ 5,455	231
	その他行政費用	0	0	0	金融取支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	5,686	5,455	▲ 231	通常取支差額(c)+(d)=(e)	▲ 5,686	▲ 5,455	231
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期取支差額(e)+(h)	▲ 5,686	▲ 5,455	231
	備考	建築基準法に基づく同意や審査請求に対する裁決を行う付属機関、建築審査会の運営を行っているため、給与関係費が行政費用を多くを占めている。3年度は、建築審査会に係る業務を専従的に担当する職員を配したため、2年度に比べ給与関係費が増加した。						
	問題点・課題	住環境に係る問題は多様化・複雑化しており、安全・安心な生活環境を求める住民意識の高まりから、建築行政に対する要望や期待は高まっている。また、民事事案と建築基準法との線引きが困難であり解決が難しい問題も増えてきていることから、事務局として、いつ審査請求が提起されてもいいように準備しておく必要がある。						

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き関係機関と密に連携を図り、建築審査会の円滑な運営に努める。	コロナ禍においても会長と綿密な調整を行い、急な会場変更に対応するなど、審査会の円滑な運営を行った。	ブロック幹事として、区審査会の運営とあわせてブロック連絡会の円滑な運営に努める。
②			
③			
施区状況の実	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
況議(会要質旨)状			

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード			11-02-03		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名		住宅等取得資金融資あつ旋事業			部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	大木	
					担当者名	福木・木下		内線	2822	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（4年度）		01-02-03		住宅等取得資金融資あつ旋事業費						
事務事業の種類		<input type="radio"/> 新規事業 (<input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度)			<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度		昭和 60 (1985) 年度			根拠	荒川区住宅等取得資金融資あつ旋事業要綱				
終期設定		<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 () 年度			法令等					
実施基準		<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準			計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価 事業体系		分野	IV	環境先進都市						
		政策	08	良好で快適な生活環境の形成						
		施策	02	快適な居住環境の形成						
目的	荒川区が実施する街づくり事業の施行により、関係権利者が当該事業の制度だけでは住宅等の取得が困難な場合に、区が金融機関に住宅等の取得に必要な資金の融資をあつ旋するとともに利子補給を行い、関係権利者の生活の安定を図り、対象事業の円滑な推進を促すことを目的とする。									
対象者等	対象となる街づくり事業に協力する方で、街づくり事業に係る補助制度だけでは、住宅等の取得に係る資金を自力により調達することが困難な方等									
内容	1. 利子補給率 : 1.2% 利子補給期間 : 15年以内 (据置期間1年を含む) 2. 本人負担率 : 住宅ローンの利率から補給利率を差し引いた利率 3. 対象事業 : ①町屋駅前地区市街地再開発事業 ②都市計画道路事業補助線街路306号 ③都市計画道路事業補助線街路107号 ④荒川地区環境改善事業 ⑤東日暮里五丁目地区第一種市街地再開発事業 ⑥都市計画道路事業補助線街路第331号 ⑦都市計画道路事業補助線街路193号 ⑧密集住宅市街地整備促進事業 ⑨区長が特に必要と認めた事業									
経過	昭和60年度 : 環境改善事業移転資金融資あつ旋要綱 平成元年度 : 荒川区住宅等取得資金融資あつ旋事業要綱 平成8年度 : 補給利率の引き下げ (2.5%→1.5%) 平成11年度 : 補給利率・補給期間ともに引き下げ (1.5%→1.2%) 25年→20年) 平成12年度 : 補給期間の引き下げ (20年→15年) 平成30年度 : 融資あつ旋対象事業に補助 193号線及び密集市街地整備促進事業を追加 元金均等式の返済に対応									
必要性	区の街づくり事業の実施に当たり、事業に係る制度だけでは住宅等の取得が困難な関係権利者の生活の安定性を確保する必要がある。									
実施方法	(1直営) (直営の場合) <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員									
指 標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明	
				元年度	2年度	3年度	4年度 見込み	目標値 (8年度)		
	①融資実行件数 (新規)			0	0	0	0	0		
	②利子補給件数			19	14	9	7	2	令和4年度時点での制度利用者の完済年月からR8年度を記載	
③										
事務事業の分類				分類についての説明・意見等						
4年度		5年度								
継続		継続		区の街づくり事業を円滑に推進するために必要な事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額		7,541	5,752	5,074	5,613	4,980	2,679	1,490
決算額(4年度は見込み)		3,485	2,868	2,207	1,579	1,016	662	1,490
実績の推移	事項名(4年度は見込み)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
利子補給率(%)		1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
利子補給期間(年)		15	15	15	15	15	15	15
融資実行額(千円)		0	0	0	0	0	0	0
利子補給件数		36	37	29	19	16	9	7

予算・決算の内訳

令和2年度(決算)			令和3年度(決算)			令和4年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助等	融資あつ旋利子補給	1,016	負担金補助等	融資あつ旋利子補給	662	負担金補助等	融資あつ旋利子補給	1,490

(単位 : 千円)

行政コスト計算書	勘定科目	2年度	3年度	差額	勘定科目	2年度	3年度	差額
	給与関係費	1,221	416	▲ 805	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	行政都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	1,016	662	▲ 354	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	393	25	▲ 368	行政取支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,630	▲ 1,103	1,527
備考	その他行政費用	0	0	0	金融取支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	2,630	1,103	▲ 1,527	通常取支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,630	▲ 1,103	1,527
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,630	▲ 1,103	1,527

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	対象者が限られる事業のため、用地折衝を行う職員との連携をとっていく。	事業対象者へ本事業を周知できるよう、用地折衝の進捗状況の把握している。	今後も、対象事業の進捗を図るために当事業を効果的に活用していく。
②			
③			
施設状況の実況	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)		
況議会要質旨問状			

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード		11-02-04			戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名		住宅建替え資金融資あつ旋事業			部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	大木
					担当者名	木下		内線	2824
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（4年度）		01-02-01	住宅建替え資金融資あつ旋事業費						
事務事業の種類		<input type="radio"/> 新規事業	<input type="radio"/> 4年度	<input type="radio"/> 3年度	<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度		平成 4	(1992)	年度	根拠	荒川区住宅建替え資金融資あつ旋事業実施要綱			
終期設定		<input type="radio"/> 有	<input checked="" type="radio"/> 無	()	年度	法令等			
実施基準		<input type="radio"/> 法令基準内	<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価 事業体系		分野	IV	環境先進都市					
		政策	08	良好で快適な生活環境の形成					
		施策	02	快適な居住環境の形成					
目的	区内で老朽住宅（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の2/3を経過した住宅）を除却し、建替え等を行う方に、住宅の取得に必要な資金の一部を区が金融機関に融資あつ旋するとともに、一定期間利子の一部を補給することにより住宅の防災性の向上を促進し、もって良好な住環境の形成に資することを目的とする。								
対象者等	① 除却しようとする老朽住宅の所有者又はその親族であること ② 申込者が住民税等を滞納していないこと ③ 申込時の年齢が満20歳以上満70歳以下、返済完了時の年齢が満80歳以下の方 ④ その他								
内容	1 融資限度額 2,000万円 2 利子補給率 1.5% 3 利子補給期間 融資契約期間の前半分（最長10年） 4 本人負担利率 住宅ローンの利率から補給利率を差し引いた利率 5 対象住宅 ① 老朽住宅から耐震性を満たす耐火建築物等の住宅への建替え等であること ② 取得しようとする住宅の所有者又はその親族が居住すること ③ 併用住宅も可（ただし、住宅部分の面積2分の1以上） ④ 老朽住宅又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める簡易建物でないこと ⑤ 取得する住宅が、取扱金融機関の定める条件に該当するものであること ⑥ 取得する住宅が、法その他関係法令の規定に適合するものであること ⑦ その他								
経過	平成8年度：補給利率引き下げ（2.0%→1.2%） 平成10年度：補給利率引き下げ（1.2%→0.9%） 平成12年度：補給期間引き下げ（13年→10年） 平成23年度（12月6日以降）：旧耐震基準の住宅等への補給率を引き上げ（0.9%→1.2%） 平成25年度：老朽住宅の除却を伴うことが必須条件となる。 名称変更（住宅建設・購入資金→住宅建替え資金） 補給利率引き上げ（0.9%又は1.2%→1.5%） H25年12月1日 融資実行日の制限を廃止 平成30年度：元金均等方式による返済に対応、実質ゼロ金利								
必要性	区内で老朽住宅を除却し、建て替え等を希望する者に融資あつ旋と利子補給をすることで、住宅の防災性の向上を促進し、良好な住環境の形成を進めていく必要がある。								
実施方法	(1直営) (直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員)								
指 標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移				指標に関する説明	
				元年度	2年度	3年度	4年度 見込み		目標値 (8年度)
①	あつ旋件数	22	7	4	10	10	目標値は予測値		
②	融資実行件数	10	12	4	10	10	目標値は予測値		
③									
事務事業の分類			分類についての説明・意見等						
4年度		5年度							
継続		継続	手厚い助成制度のない不燃化特区外の地区については、当制度を広く周知し、老朽住宅の建て替えを促していくために必要な事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額		36,205	31,955	28,909	26,055	24,733	22,738	23,536
決算額(4年度は見込み)		24,142	20,491	18,492	16,408	17,260	17,602	23,536
実績の推移	事項名(4年度は見込み)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
利子補給率(一般/旧耐震)(%)		1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
最長利子補給期間(年)		10	10	10	10	10	10	10
実行件数/あつ旋件数		5/4	7/7	7/6	10/22	12/7	4/4	1/1
融資実行額(千円)		98,000	125,000	140,000	300,000	205,000	70,000	20,000

予算・決算の内訳

令和2年度(決算)			令和3年度(決算)			令和4年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	消耗品費	4	需用費	消耗品費	6	需用費	消耗品費	11
負担金補助等	融資あつ旋利子補給	17,256	負担金補助等	融資あつ旋利子補給	17,596	負担金補助等	融資あつ旋利子補給	23,525

(単位 : 千円)

行政コスト計算書	勘定科目	2年度	3年度	差額	勘定科目	2年度	3年度	差額
	給与関係費	1,221	833	▲ 388	地方税等	0	0	0
	物件費	4	6	2	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	行政都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	17,256	17,595	339	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	393	51	▲ 342	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 18,874	▲ 18,485	389
備考	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	18,874	18,485	▲ 389	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 18,874	▲ 18,485	389
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 18,874	▲ 18,485	389

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	不燃化特区事業が延長することになったので、引き続き本事業の紹介について関係部署と連携を図る。	不燃化特区事業、耐震診断事業の相談者には、本事業の紹介を行った。	老朽住宅建替えを伴う事業であり、引き続き、不燃化特区事業、耐震診断事業への相談者にも、確実に本事業を紹介する。
②			
③			
施 区 状 況 の 実	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)		
況 議 (会 要質 旨 問 状)			

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード		11-02-05			戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名		住宅増・修築資金融資あつ旋事業			部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	大木
					担当者名	福木・木下		内線	2824
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（4年度）		01-02-02	住宅増・修築資金融資あつ旋事業費						
事務事業の種類		<input type="radio"/> 新規事業 (<input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度)			<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度		昭和 53 (1978) 年度			根拠	荒川区住宅増・修築資金融資あつ旋事業要綱			
終期設定		<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 () 年度			法令等				
実施基準		<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準			計画区分	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/> 計画	<input type="radio"/>	非計画
行政評価 事業体系		分野	IV	環境先進都市					
		政策	08	良好で快適な生活環境の形成					
		施策	02	快適な居住環境の形成					
目的	荒川区が区内に居住する区民に対し住宅の増築・修築等に係わる改修工事に必要な資金の融資をあつ旋するとともに、利子補給することにより区民の住宅の改善に資することを目的とする。								
対象者等	申込人及び同居人の所得が年間1,200万円以下で、区内にある住宅に現に引き続き1年以上居住し、住宅の増築・修築等に係わる改修工事に要する資金を必要とする方等								
内容	1 融資あつ旋額 20万円～500万円 2 金融機関との契約利率 年0.95%（固定金利型） 3 利子補給率 ①外壁・屋根の修繕工事又は高齢者及び心身障害者同居世帯：0.57% ②一般世帯 : 0.5% ※年0.95%から利子補給率を引いた利率を本人が負担する。 4 返済期間 7年以内（据置期間3ヶ月を含む）								
経過	平成7年度 一般：1.80% 高齢者・身障者：2.25% 平成8年度 一般：1.40% 高齢者・身障者：1.75% 平成9年度 一般：1.20% 高齢者・身障者：1.50% 平成10年度 一般：0.90% 高齢者・身障者：1.20% 平成17年度 アスベスト除去を追加 平成23年度（12月6日以降）外壁・屋根の修繕工事を0.90%から1.20%に拡充 平成30年度：元金均等方式による返済に対応 （7月4日以降）一般：0.50% 高齢者・身障者：0.57%								
必要性	住宅の増・修築に際して、資金を必要とする区民には、融資のあつ旋と利子補給をすることで住宅の改善を支援する必要がある。特に、住宅の外壁・屋根の修繕工事を促すことは、災害時における防災性の向上に資するため必要である。								
実施方法	(1直営) (直営の場合) <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員								
指 標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移				指標に関する説明	
				元年度	2年度	3年度	4年度 見込み		
	(1)融資実行件数			0	1	4	3	3	目標値は令和2年度から令和4年度見込みまでの3ヵ年の平均値
	(2)								
(3)									
事務事業の分類				分類についての説明・意見等					
4年度		5年度							
継続		継続		住宅の耐震改修にあわせた融資あつ旋によって、地域の防災性の向上を図る事業であるため、継続して実施する。					

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード		11-02-06		戦略プラン	<input type="checkbox"/> 協働	<input checked="" type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事
事務事業名		都市防災不燃化促進事業		部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	大木
				担当者名	高梨		内線	2828
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（4年度）		01-03-01	都市防災不燃化促進事業費					
事務事業の種類		<input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 4年度 <input type="checkbox"/> 3年度	<input type="checkbox"/> 建設事業	<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業				
開始年度		昭和 58 (1983) 年度	根拠	社会資本整備総合交付金交付要綱				
終期設定		●有 <input type="checkbox"/> 無 (令和 6 (2024) 年度	法令等					
実施基準		<input type="checkbox"/> 法令基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 都基準内 <input type="checkbox"/> 区独自基準	計画区分	<input checked="" type="checkbox"/> 計画	<input type="checkbox"/> 非計画			
行政評価 事業体系		分野 VI 安全安心都市 政策 11 防災・防犯のまちづくり 施策 03 災害に強い街づくりの推進						
目的	大規模地震等により発生する市街地火災から避難する住民を守り、防災上重要な避難路・避難地の安全性を確保するため、その周辺地域を不燃化促進区域に指定し、耐火建築物の建築費用の一部を助成することにより不燃化促進を図る。それにより、市街地火災の延焼拡大を防ぎ、住民の生命・財産を守る。							
対象者等	事業期間内に「不燃化促進区域(避難路沿道から幅員30m、避難地周辺から周囲120mの区域)」に指定された地区内で、2階建て以上かつ高さ7m以上の耐火建築物を建築する者。※宅地建物取引業者等は除く。							
内容	<p>* 不燃化助成制度の内容</p> <p>(1) 基本助成 1~3階までの延べ床面積に応じて助成。最低保障額200万円。<国・都・区> 4階以上の住戸面積に応じて助成。<国・都・区></p> <p>(2) 加算助成 ①共同化・協調化<区単>(100万円) ②除却助成費<国・都・区> ③三世代住宅<国・区>(120万円) ④仮住居・動産移転費<国・都・区>(48万円) ⑤賃貸用共同住宅<区単>(100万円)</p>							
経過	<p>昭和58年 7月 荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱制定 助成額最低保障・共同化加算制度実施</p> <p>昭和60年 4月 三世代住宅加算制度実施</p> <p>平成元年 5月 協調建替え加算制度、仮住居費助成制度実施</p> <p>平成 4年 4月 賃貸用共同住宅加算制度、住宅型不燃建築物助成制度実施</p> <p>平成21年 3月 荒川区防災密集地域総合整備事業制度要綱 及び荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱制定</p> <p>平成26年 4月 荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱改正(除却助成費の新設) <事業実施地区> 補助90号線第三:H27.10~R7.3</p>							
必要性	建築主に建築費用の一部助成を行う本事業は、耐火建築物への建替えを誘導する効果が大きく、不燃化促進の指標である不燃化率の向上に寄与し、早期に延焼遮断帯を形成するためにも実施し続ける必要である。							
実施方法	<p>(1直営) (直営の場合) <input checked="" type="checkbox"/>常勤職員 <input type="checkbox"/>会計年度任用職員)</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			元年度	2年度	3年度	4年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	地区不燃化率(%) (補助90号線第三地区)	63.9	64.9	66.4	67.4	70	耐火・準耐火建築面積/総建築面積
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
4年度		5年度						
推進		推進	市街地火災の延焼拡大を防ぐ延焼遮断帯の形成を図る事業であるため、 推進する。					

予算・決算額等の推移			28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
実績の推移	予算額	16,315	22,698	27,369	22,777	20,770	15,353	15,330	
	決算額(4年度は見込み)	13,559	18,888	18,033	5,988	11,532	7,790	15,330	
	事項名(4年度は見込み)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
	補助90号線第二地区(件数)		2	2	1	0	0	-	-
	補助90号線第三地区(件数)		0	2	2	2	2	2	3

予算・決算の内訳

令和2年度(決算)			令和3年度(決算)			令和4年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
旅費	研修会旅費	0	旅費	研修会旅費	78	旅費	研修会旅費	0
需用費	消耗品購入等	8	需用費	消耗品購入等	14	需用費	消耗品購入等	101
負担金補助等	建設事業補助金等	11,525	負担金補助等	建設事業補助金等	7,700	負担金補助等	建設事業補助金等	15,229

(単位 : 千円)

行政コスト計算書	勘定科目	2年度	3年度	差額	勘定科目	2年度	3年度	差額
	給与関係費	1,660	7,909	6,249	地方税等	0	0	0
	物件費	8	90	82	国庫支出金	5,330	5,480	150
	維持補修費	0	0	0	行政都支出金	2,365	1,915	▲ 450
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	40	35	▲ 5	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	7,695	7,395	▲ 300
	賞与・退職給与引当金繰入額	535	484	▲ 51	行政取支差額(a)-(b)=(c)	▲ 6,033	▲ 8,788	▲ 2,755
備考	その他の行政費用	11,485	7,665	▲ 3,820	金融取支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	13,728	16,183	2,455	通常取支差額(c)+(d)=(e)	▲ 6,033	▲ 8,788	▲ 2,755
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 6,033	▲ 8,788	▲ 2,755

事業周知を強化したこと等により、給与関係費が増加した。

問題点・課題	申請件数及び助成額が減少傾向にあることから、制度周知の取組を継続して行っていくとともに、相談状況や申請状況を踏まえた効果的な制度周知方法を検討する必要がある。
--------	---------------------------------------------------------------------------------

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、街路事業(東京都施行)における生活再建業務の受託者との連携などによる積極的な事業PRを行う	新たに登記情報を取得し、地権者リストの更新を図るとともに、制度を紹介する地区ニュースを作成して、全地権者に配布した。	街路事業等の関係者間で情報共有を行ながら、より効果的な地権者へのアプローチを検討し、事業PRを行う。
②			
③			
施 区 状 況 の 実	(実施 10 区 未実施 12 区 不明 0 区)		
況 議 (会 要質 旨 問 状)			

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード		11-02-07			戦略プラン	<input type="checkbox"/> 協働	<input checked="" type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事	
事務事業名		分譲マンション対策			部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	大木	
					担当者名	福木・木下		内線	2824	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（4年度）		01-05-01		分譲マンション対策費						
事務事業の種類		<input type="checkbox"/> 新規事業 (<input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度)			<input type="checkbox"/> 建設事業		<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業			
開始年度		平成 13 (2001) 年度			根拠	マンションの管理の適正化の推進に関する法律等				
終期設定		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	() 年度			法令等				
実施基準		<input type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 区独自基準			計画区分	<input checked="" type="checkbox"/> 計画		<input type="checkbox"/> 非計画		
行政評価 事業体系		分野	IV	環境先進都市						
		政策	08	良好で快適な生活環境の形成						
		施策	02	快適な居住環境の形成						
目的	分譲マンションの維持管理等に関する意識啓発と住民への情報の提供を推進する。また、分譲マンションにおける良好な居住環境を確保するとともに、社会的機能の向上を目的とする。									
対象者等	区内の分譲マンション管理組合、区分所有者及び購入予定者									
内容	1 意識啓発 分譲マンションの居住マナーの向上や維持管理など、基礎的な知識等に関する課題を解決するため、マンション管理組合や区分所有者、購入予定者を対象とするセミナーを開催するとともに、管理組合にコンサルタントを派遣する。 2 届出制度 分譲マンションが抱える問題を解決することや、管理不全に陥らないようにするために、管理規約の作成など管理組合等の住民組織の確立を促し、マンションの適正な管理をサポートする。 3 マンション相談 東京都が実施する管理アドバイザー制度、建替え・改修アドバイザー制度及びマンション専門相談と密接な連携を図り、より一層の相談体制の充実を図る。									
経過	H 11年度 荒川区分譲マンション実態調査実施 H 18年度～ 分譲マンションセミナーを講義とテーマ別グループ情報交換の2部形式で実施(年2回) H 21年度 荒川区マンション実態調査実施 ※27. 4. 1 近隣まちづくり推進事業から統合 R 2年度 4月～東京都マンション条例施行、届出申請開始、助言通知、督促通知 R 3年度 2回目の督促通知、マンション条例に基づく調査委託の実施 R 4年度 マンション実態調査の実施									
必要性	分譲マンションは個人財産であるが、区分所有という特殊性から、共同して資産を保全する必要がある。そのため、法律・維持管理に関する知識をもって、適正なマンション管理を自立して行うことが不可欠である。また、マンションが管理不全に陥らないよう適切な指導を行うことが必要である。									
実施方法	(1直営) (直営の場合) <input checked="" type="checkbox"/> 常勤職員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 ①区内分譲マンション管理組合にセミナー開催通知の送付 ②区報・ホームページ掲載 ③セミナー実施 (当日、実態調査アンケート実施。相談窓口の紹介・関連施策についての資料配布。)									
指 標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明	
				元年度	2年度	3年度	4年度 見込み	目標値 (8年度)		
	①	マンションセミナー（参加者数）	74	24	45	50	50	目標値は25名×年2回		
	②	マンション相談（相談件数）	3	11	8	8	8	目標値は令和元年度から令和3年度の平均値		
③	マンション届出制度		94	5	15	114	目標値8年度は累計数（全要届出マンションの対象総数）			
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
4年度		5年度								
推進		重点的に推進	管理意識の向上と情報提供等による管理組合支援は必要な事業であるため、重点的に推進する。							

予算・決算額等の推移	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額	450	450	450	452	968	925	16,441
決算額（4年度は見込み）	264	323	339	302	408	583	16,441
実績の推移	事項名（4年度は見込み）	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
マンションセミナー（参加者数）	60	44	53	74	24	45	50
マンション相談（相談件数）	9	9	3	3	11	8	8
コンサルタント派遣件数	3	6	7	5	7	8	8
マンション届出制度					94	5	15

予算・決算の内訳

令和2年度（決算）			令和3年度（決算）			令和4年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講師謝礼、コンサルタント派遣	229	報償費	講師謝礼・コンサルタント	271	報償費	講師謝礼・コンサルタント	330
需用費	セミナー賄い、事務用品、図書	65	需用費	セミナー賄い、事務用品、図書費	46	需用費	セミナー賄い、事務用品、図書費	100
役務費	郵送料	114	役務費	郵送料	101	役務費	郵送料	104
委託料	マンション管理組合に係る調査委託	0	委託料	マンション組合に係る委託料	165	委託料	マンション組合に係る委託料	859
						委託料	実態調査	15,048

(単位 : 千円)

行政コスト計算書	勘定科目	2年度	3年度	差額	勘定科目	2年度	3年度	差額
	給与関係費	4,151	5,412	1,261	地方税等	0	0	0
	物件費	179	312	133	国庫支出金	91	123	32
	維持補修費	0	0	0	行政都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	229	271	42	収入 使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	91	123	32
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,337	331	▲ 1,006	行政取支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,805	▲ 6,203	▲ 398
	その他行政費用	0	0	0	金融取支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)		5,896	6,326	430	通常取支差額(c)+(d)=(e)	▲ 5,805	▲ 6,203	▲ 398
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期取支差額(e)+(h)	▲ 5,805	▲ 6,203	▲ 398
備考								
令和2年4月に始まった東京都マンション条例の事務量が増加したことにより給与関係費が増加した。また、マンションセミナーやアドバイザー派遣の実績が増えたことで、補助費等が増加した。								

問題点・課題

問題点・課題	改善策	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	セミナー内容について検討し、コミュニケーション形成の必要性を伝えるためにも、感染症に配慮しながらセミナーを開催をする。	セミナーにおいて、マンションの日常管理と計画修繕といった、マンションの維持管理の基本について講演していただいた。	セミナーにおいて、マンションの日常管理と計画修繕といった、マンションの維持管理の基本について講演していただいた。	マンション管理の専門的知識及び意識を高めるため、引き続きセミナーを開催し、受講者同士で話し合う場を設ける。
②	引き続き、都条例に基づき昭和58年以前の分譲マンションの管理状況について、調査を実施していく。	都条例に基づく管理状況届出があつたマンションのうち、管理不全の兆候があるマンションに対して、訪問調査と助言を行った。	都条例に基づく管理状況届出があつたマンションのうち、管理不全の兆候があるマンションに対して、訪問調査と助言を行った。	引き続き、都条例に基づき、昭和58年以前の分譲マンションの管理状況の調査を行うほか、マンション実態調査を実施する。
③				
施	他区の状況実	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
況議会要質旨問状	平成26年1定期会議	マンション管理問題について		
	平成27年度2月会議	マンション等の老朽化への対応		
	平成28年度2月会議	管理不全マンションの対策について		
	令和元年度9月会議	マンション問題について		
	令和元年度11月会議	マンションの水害対策支援について		

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード		11-02-08			戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名		木造建物耐震化推進事業			部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	大木
					担当者名	福木・古川・鈴木・熊谷		内線	2826
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（4年度）		01-09-01	木造建物耐震化推進事業費						
事務事業の種類		<input type="radio"/> 新規事業 <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度	<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業					
開始年度		平成 17 (2005) 年度	根拠	耐震改修促進法、荒川区木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領					
終期設定		<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 7 (2025) 年度	法令等						
実施基準		<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画		<input type="radio"/> 非計画			
行政評価 事業体系		分野 VI 安全安心都市 政策 11 防災・防犯のまちづくり 施策 03 災害に強い街づくりの推進							
目的	密集市街地にある木造建物のうち、大規模地震により倒壊等のおそれがある建物について、建物耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事等を行う区民を支援することで建物の耐震性等の向上を推進し、もって大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。								
対象者等	昭和56年5月31日以前に建築された木造建物の所有者								
内容	1 補助対象建物 戸建住宅・賃貸アパート・診療所・町会事務所 2 補助内容 補助金は、戸建住宅（自己用）の場合、次のとおり - 耐震診断費の10/10（限度額30万円） - 耐震補強設計費の2/3（限度額15万円） - 耐震補強工事費の4/5（限度額180万円） - 耐震建替え工事費の4/5（限度額200万円） - 耐震除却工事費の4/5（限度額180万円） - 耐震シェルター設置工事の2/3（限度額30万円）：高齢者又は障がい者世帯のみ - 防火耐震補強工事費の9/10（限度額500万円）：不燃化特区区域のみ								
経過	平成17年5月 木造住宅耐震補強推進事業制度要綱・実施要領制定 平成20年3月 木造住宅等耐震化推進事業制度要綱・実施要領制定（補強設計、建替え工事、耐震シェルター工事補助の導入） 平成20年12月 要綱・要領全部改正（対象建物用途の拡充） 平成21年6月 要綱一部改正（高齢者世帯優遇の導入） 平成25年3月 要綱・要領一部改正（簡易耐震診断を廃止し、一般耐震診断補助制度を新設） 平成27年3月 要綱一部改正（防火耐震補強工事補助の新設他） 平成28年3月 要綱一部改正（高齢者世帯の対象の拡充） 平成29年3月 要綱一部改正（防災ベッド設置支援の拡充） 令和元年6月 要綱一部改正（除却工事支援事業の新設他） 令和3年3月 要綱一部改正（補強工事支援・建替え工事支援・除却工事支援の拡充他）								
必要性	狭い道路が多い木造住宅密集地域において、大規模地震発生時に耐震性の劣る建物倒壊、道路閉塞により避難、救急活動等に支障をきたすおそれがあるため、耐震化支援を行い安全性を確保する必要がある。また、耐震改修促進計画の目標である耐震化率95%を実現する重要な支援策である。								
実施方法	(1 直営) (直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員) 補助金内定申請→審査→補助金交付内定→耐震診断、耐震補強工事等着手→耐震診断、耐震補強工事等々完了→補助金交付申請→審査→補助金交付決定→補助金交付								
指 標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明
				元年度	2年度	3年度	4年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 耐震診断支援事業（件）	31	35	26	29	29	実績の件数		
	② 耐震補強工事支援事業等（件）	1	3	1	2	2	実績の件数		
③ 耐震建替え・除却工事支援事業（件）	25	22	20	30	30	実績の件数			
事務事業の分類			分類についての説明・意見等						
4年度		5年度							
重点的に推進		重点的に推進	荒川区耐震改修促進計画に基づき、木造建物の耐震化促進するために必要な事業であるため、重点的に推進する。						

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額		82,550	65,250	60,978	61,650	62,950	69,150	81,699
決算額(4年度は見込み)		60,525	32,066	59,097	56,819	49,520	48,689	81,699
実績の推移	事項名(4年度は見込み)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
耐震診断支援事業(件)		34	27	22	31	35	26	29
耐震補強設計支援事業(件)		2	1	2	0	4	1	3
耐震補強工事等支援事業(件)		3	1	1	1	3	1	2
耐震建替え・除却工事支援事業(件)		23	12	26	25	22	20	30

予算・決算の内訳

令和2年度(決算)			令和3年度(決算)			令和4年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助等	耐震診断	10,774	負担金補助等	耐震診断	8,378	負担金補助等	耐震診断	9,300
負担金補助等	耐震補強設計	600	負担金補助等	耐震補強設計	300	負担金補助等	耐震補強設計	600
負担金補助等	耐震補強工事	7,000	負担金補助等	耐震補強工事	1,364	負担金補助等	耐震補強工事	5,400
負担金補助等	耐震建替え工事	11,711	負担金補助等	耐震建替え工事	8,000	負担金補助等	耐震建替え工事	41,500
負担金補助等	除却工事	19,435	負担金補助等	除却工事	30,147	負担金補助等	除却工事	24,800
負担金補助等	耐震シェルター設置工事	0	負担金補助等	耐震シェルター設置工事	0	報償費	専門家謝礼	98
負担金補助等	防災ベッド設置	0	負担金補助等	防災ベッド設置	500	需用費	相談会賄い	1

(単位 : 千円)

行政コスト計算書	勘定科目		2年度	3年度	差額	勘定科目		2年度	3年度	差額
	行	政	費	用	行	政	費	用	行	政
給与関係費			7,472	5,828	▲ 1,644	地方税等		0	0	0
物件費			0	0	0	国庫支出金		12,380	10,888	▲ 1,492
維持補修費			0	0	0	都支出金		6,915	9,877	2,962
扶助費			0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0
補助費等			0	0	0	収入		使用料及び手数料	0	0
減価償却費			0	0	0	その他		0	0	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額			0	0	0	行政収入合計(a)		19,295	20,765	1,470
賞与・退職給与引当金繰入額			2,407	357	▲ 2,050	行政取支差額(a)-(b)=(c)		▲ 40,104	▲ 34,109	5,995
その他行政費用			49,520	48,689	▲ 831	金融取支差額(d)		0	0	0
行政費用合計(b)			59,399	54,874	▲ 4,525	通常取支差額(c)+(d)=(e)		▲ 40,104	▲ 34,109	5,995
特別費用(g)			0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)			0	0	0	当期取支差額(e)+(h)		▲ 40,104	▲ 34,109	5,995

備考

行政費用は、令和3年度は耐震建替え工事の減少によりその他行政費用が減額しており、国庫支出金についても、行政費用に応じて減額となった。一方、都支出金については、補助の対象となる地域が区内全域となり件数が微増したため、増額となった。

問題点・課題

○既存不適格建物の補強工事の問題（建物の道路突出が解消できない・防火地域内の防火性能向上に費用がかかる）
○建築材料費の高騰による工事費負担増
○高齢者は住宅の耐震化に向けて動くことが難しい（費用・手続き調整・打合せ等）

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	助成額や申請手続きの見直しを行い、申請者が前向きに検討しやすい環境を整える。	補助率、補助限度額の引き上げを行った。	耐震相談会を新設し、さらなる普及推進に努める。
②	建物の建替えや補強工事が難しい所有者に向けて、各戸訪問やイベント等を通じ、防災ベッドの設置等を呼び掛けていく。	各戸訪問等による呼びかけの結果防災ベッドの実績が1件あった。	引き続き、アクションプログラムに基づく各戸訪問やイベント等により、普及啓発を行う。
③			
他区状況の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
況議会要質旨問題状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度11月会議 「荒川区独自のルールによる老朽長屋の建替えや除去への対応について」 平成30年度11月会議 「簡易耐震補強工事と住宅リフォームなどセットした助成制度を創設すること」 令和元年度6月会議 「住宅簡易耐震工事への助成について」 令和元年度2月会議 「住宅耐震化・建て替え支援策の拡充について」 令和2年度11月会議 「住宅リフォーム助成制度の創設について」 		

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード		11-02-09		戦略プラン	<input type="checkbox"/> 協働	<input checked="" type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事
事務事業名		非木造建物耐震化推進事業		部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	大木
				担当者名	福木・古川・鈴木・熊谷		内線	2826
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（4年度）		01-09-02	非木造建物耐震化推進事業費					
事務事業の種類		<input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 4年度 <input type="checkbox"/> 3年度	<input type="checkbox"/> 建設事業	<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業				
開始年度		平成 19 (2007) 年度	根拠	耐震改修促進法、荒川区非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領				
終期設定		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 令和 7 (2025) 年度	法令等					
実施基準		<input checked="" type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input type="checkbox"/> 区独自基準	計画区分	<input checked="" type="checkbox"/> 計画	<input type="checkbox"/> 非計画			
行政評価 事業体系		分野 VI 安全安心都市 政策 11 防災・防犯のまちづくり 施策 03 災害に強い街づくりの推進						
目的	大規模地震により倒壊等のおそれがある非木造建物について、耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震替え工事等を行う区民を支援することで建物の耐震性の向上を推進し、もって大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。							
対象者等	1 耐震診断等支援事業：昭和56年5月31日以前に建築された非木造建物の所有者 2 分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業： 昭和56年5月31日以前に建築された分譲マンションの管理組合又は区分所有者の代表者							
内容	1 耐震診断等支援事業補助対象建物 ・マンション（分譲、賃貸）・戸建住宅（自己用、貸家）・診療所・町会事務所 ・一般緊急輸送道路沿道建物（建物高さが道路幅員の1/2を超えるもの） 2 耐震診断等支援事業補助内容 補助金は、分譲マンションの場合、次のとおり ・耐震診断費の2/3（限度額400万円） ・耐震補強設計費の2/3（補助限度額100万円） ・耐震補強工事費の2/3（補助限度額1,000万円） 3 分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業 区が、耐震アドバイザーを派遣し、耐震化に向けた区分所有者間の合意形成等の支援を実施（無料（3回/棟まで））							
経過	平成19年5月 分譲マンション耐震診断事業実施要綱制定 平成20年12月 非木造建物耐震化推進事業制度要綱全部改正、非木造建物耐震化推進事業実施要領制定 平成22年6月 要綱・要領一部改正（分譲マンション耐震アドバイザー派遣制度の新設） 平成23年10月 要綱・要領一部改正（特定緊急輸送道路沿道建物耐震診断補助制度の新設） 平成25年3月 要綱・要領一部改正（居住要件の明確化） 平成27年3月 要綱・要領一部改正（対象建物要件の明確化） 平成29年3月 要綱一部改正（対象建物要件の追加） 平成31年1月 要綱一部改正（分譲・賃貸マンションの耐震診断等支援事業の拡充） 令和元年6月 要綱一部改正（全体設計の導入） 令和元年10月 要綱一部改正（消費税増税に伴う診断事業費限度額の延床単価の改正） 令和3年3月 要綱一部改正（戸建住宅の補強・建替え工事支援制度等の拡充）							
必要性	当区では現行の耐震基準を満たさない非木造建物が多数あり、地震時に倒壊し、道路閉塞により避難、救急活動等に支障をきたすおそれがある。これらに対し耐震化支援を行い、安全性を確保する。また、耐震改修促進計画の目標である耐震化率95%を実現するための重要な支援策である。							
実施方法	(1直営) (直営の場合) <input checked="" type="checkbox"/> 常勤職員 <input checked="" type="checkbox"/> 会計年度任用職員 補助金内定申請→審査→補助金交付内定→耐震診断・耐震補強工事等着手→耐震診断・耐震補強工事等完了→補助金交付申請→審査→補助金交付決定→補助金交付							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			元年度	2年度	3年度	4年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	耐震診断支援事業（件）	2	3	3	1	4	実績の件数
	②	耐震補強設計支援事業（件）	1	1	2	2	2	実績の件数
③	耐震補強工事支援事業（件）	0	0	2	1	2	実績の件数	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
4年度		5年度						
重点的に推進		重点的に推進	荒川区耐震改修促進計画に基づき、非木造建物の耐震化促進に必要な事業であるため、重点的に推進する。					

予算・決算額等の推移	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額	55,244	33,244	19,803	9,144	17,442	33,598	53,244
決算額(4年度は見込み)	19,300	2,500	17,616	2,265	3,650	17,800	53,244
実績の推移	事項名(4年度は見込み)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
耐震診断支援事業(件)		6	0	2	2	3	3
耐震補強設計支援事業(件)		0	1	0	1	1	2
耐震補強工事支援事業(件)		0	0	0	0	0	2
耐震建替え工事支援事業(件)		1	1	1	0	0	2

予算・決算の内訳

令和2年度(決算)			令和3年度(決算)			令和4年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	分譲マンション耐震アドバイザー派遣	0	報償費	分譲マンション耐震アドバイザー派遣	0	報償費	分譲マンション耐震アドバイザー派遣	94
負担金補助等	耐震診断	3,150	負担金補助等	耐震診断	1,300	負担金補助等	耐震診断	7,150
負担金補助等	耐震補強設計	500	負担金補助等	耐震補強設計	1,500	負担金補助等	耐震補強設計	1,000
負担金補助等	耐震補強工事	0	負担金補助等	耐震補強工事	15,000	負担金補助等	耐震補強工事	15,000
負担金補助等	耐震建替え工事	0	負担金補助等	耐震建替え工事	0	負担金補助等	耐震建替え工事	30,000

(単位 : 千円)

行政コスト計算書	勘定科目	2年度	3年度	差額	勘定科目	2年度	3年度	差額
	給与関係費	2,491	3,330	839	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	1,795	8,545	6,750
	維持補修費	0	0	0	行政都支出金	277	4,023	3,746
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	収入 使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	2,072	12,568	10,496
	賞与・退職給与引当金繰入額	802	204	▲ 598	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,871	▲ 8,766	▲ 3,895
	その他行政費用	3,650	17,800	14,150	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	6,943	21,334	14,391	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,871	▲ 8,766	▲ 3,895
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,871	▲ 8,766	▲ 3,895

備考 令和3年度は耐震補強工事件数の増加により、その他行政費用が増加している。行政収入についても、行政コストに応じて增加了。

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> 材料費の高騰等による工事費負担増 設計図書が不備の場合、耐震診断の費用が増大する。 分譲マンションの場合、区分所有者等の合意形成が容易ではない。 鉄骨造建物のアスベスト除去のための費用が発生する。
--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	令和元年度に補強設計が完了した建物があるため、補強工事へと手続きが進むよう、積極的に働きかける。	補助率、補助限度額の引き上げを行った。	耐震相談会を新設し、さらなる普及推進に努める。
②	マンション条例により把握した情報を活用し、耐震化の働きかけを行っていく。	マンション条例により、耐震化の状況を把握したため、未耐震のマンションに対するDMの送付を行った。	マンション条例により、未耐震の状況を新たに把握できることとなるマンションを対象に、DMの送付を行う。
③			
施 区 状 況 の 実	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
況議 会質 要質 旨問 状	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年4定 建物の耐震改修促進策について 平成24年2定 耐震化推進事業の違反建築物対象外について 平成24年3定 建物耐震化推進のための方策について 		

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード		11-02-10		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名		特定緊急輸送道路沿道建物耐震化 推進事業		部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	大木	
				担当者名	福木・古川・鈴木・熊谷		内線	2826	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（4年度）		01-09-03	特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業費						
事務事業の種類		<input type="radio"/> 新規事業 <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度	<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度		平成 24 (2012) 年度	根拠	耐震改修促進法、荒川区特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業制度要綱					
終期設定		<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 7 (2025) 年度	法令等						
実施基準		<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画		<input type="radio"/> 非計画			
行政評価 事業体系		分野 VI 安全安心都市 政策 11 防災・防犯のまちづくり 施策 03 災害に強い街づくりの推進							
目的	大規模地震発生時において特定緊急輸送道路沿道の建物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、沿道建物の耐震診断、耐震補強設計及び耐震補強工事等に係る費用の一部を補助することにより当該沿道建物の耐震化を推進し、もって災害に強いまちづくりを進めるとともに、大規模地震による沿道建物の倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。								
対象者等	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された特定緊急輸送道路沿道建物の所有者								
内容	1 補助対象建物 - 特定緊急輸送道路(日光街道、尾久橋通り、明治通りの一部)に敷地が接する建物 - 道路幅員のおおむね 2 分の 1 以上の高さの建物 2 補助内容 - 耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事、耐震建替え工事及び除却工事費用の一部を補助								
経過	平成24年 3月 特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業制度要綱制定 以下「制度要綱」という。 平成25年 3月 制度要綱一部改正(除却工事補助制度の新設) 平成26年 1月 制度要綱一部改正(耐震診断期間延長、耐震補強工事補助金の加算制度の新設) 平成26年 3月 制度要綱一部改正(補助対象費用の限度額の引上げ、委任払い) 平成27年 3月 制度要綱一部改正(事業期間の延伸) 平成28年 3月 制度要綱一部改正(事業期間の延伸、補助対象費用の限度額の引上げ) 平成29年 3月 制度要綱一部改正(補助金額の引上げ) 令和元年 6月 制度要綱一部改正(事業期間延伸、耐震診断支援事業廃止) 令和元年10月 制度要綱一部改正(消費税増税に伴う改修事業費限度額の延床単価の改正) 令和3年3月 制度要綱一部改正(社会資本整備総合交付金の制度改正に伴う算定方法の改正)								
必要性	東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例により、特定緊急輸送道路沿道建物の耐震診断が義務化された。区内には現行の耐震基準を満たさない沿道建物があり、地震時に倒壊、道路閉塞により避難、救命活動等に支障をきたすおそれがあるため、耐震化支援が必要である。								
実施方法	(1 直営) (直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員) 補助金内定申請→審査→補助金交付内定→耐震診断、耐震補強工事等着手→耐震診断、耐震補強工事等完了→補助金交付申請→審査→補助金交付決定→補助金交付								
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度 見込み	目標値 (8年度)		
	①	耐震補強設計支援事業 (件)		10	13	13	14	17	対象建物棟数54棟のうちの累計実績の棟数
	②	耐震補強工事支援事業 (件)		8	8	9	10	13	対象建物棟数54棟のうちの累計実績の棟数
③	耐震化完了建物 (件)		24	25	28	29	32	対象建物棟数54棟のうちの累計の棟数(自主撤去等も含む)	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等						
4年度		5年度							
重点的に推進		重点的に推進	震災の直後から発生する緊急輸送の支障とならないよう、耐震化率の向上を図るために必要な事業であるため、重点的に推進する。						

予算・決算額等の推移	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額	105,800	101,608	16,296	218,666	53,402	54,913	36,226
決算額(4年度は見込み)	10,971	17,218	9,388	121,821	28,855	51,650	36,226
実績の推移	事項名(4年度は見込み)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
耐震補強設計支援事業(件)		0	0	2	1	2	0
耐震補強工事支援事業(件)		0	1	0	2	0	1
耐震建替え工事支援事業(件)		0	0	0	1	1	0
除却工事支援事業(件)		0	0	0	0	0	1

予算・決算の内訳

令和2年度(決算)			令和3年度(決算)			令和4年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助等	耐震補強設計	9,922	負担金補助等	耐震補強設計	0	負担金補助等	耐震補強設計	3,560
負担金補助等	耐震補強工事	0	負担金補助等	耐震補強工事	28,133	負担金補助等	耐震補強工事	32,666
負担金補助等	耐震建替え工事	18,933	負担金補助等	耐震建替え工事	0	負担金補助等	耐震建替え工事	0
負担金補助等	除却工事	0	負担金補助等	除却工事	21,953	負担金補助等	除却工事	0

(単位 : 千円)

行政コスト計算書	勘定科目	2年度	3年度	差額	勘定科目	2年度	3年度	差額
	給与関係費	2,491	2,081	▲ 410	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	9,114	24,773	15,659
	維持補修費	0	0	0	行政都支出金	8,975	20,311	11,336
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	収入 使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	18,089	45,084	26,995
	賞与・退職給与引当金繰入額	802	127	▲ 675	行政取支差額(a)-(b)=(c)	▲ 14,059	▲ 8,774	5,285
	その他行政費用	28,855	51,650	22,795	金融取支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)		32,148	53,858	21,710	通常取支差額(c)+(d)=(e)	▲ 14,059	▲ 8,774	5,285
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 14,059	▲ 8,774	5,285

備考
令和3年度の行政費用は除却工事等が実施されたことにより、その他行政費用が増加し、行政収入についても増加した。

- 材料費の高騰等による工事費負担増
○オーナー・テナント間の合意形成（工期中の営業補償等）
○分譲マンションの場合、区分所有者等の合意形成が容易ではない。
○耐震化推進の普及及び啓発を個別に行っていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、パンフレットの郵送等、建物所有者への働きかけを行う。	これまで国の直接補助制度と区の補助制度の2つの手続きを申請者に求めさせていたが、区の補助制度に一本化し手続きの簡略化を図った。	パンフレット等の送付、戸別訪問等を行い、さらなる普及推進に努める。
②			
③			
施 区 状 況 の 実	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
況議 会 要質 旨 問 状	▪ 平成24年2定 緊急輸送道路沿道建物の耐震の促進について ▪ 平成29年度2月会議 緊急輸送道路の安全の確保について ▪ 令和3年度決算特別委員会 緊急輸送道路の指定について		

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード		11-02-11		戦略プラン	<input type="checkbox"/> 協働	<input checked="" type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事	
事務事業名		三河島駅前北地区市街地再開発事業		部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	能見	
				担当者名	宇都山・田中		内線	2832	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（4年度）		01-04-01	三河島駅北地区事業費補助						
事務事業の種類		<input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 4年度 <input type="checkbox"/> 3年度	<input checked="" type="checkbox"/> 建設事業	<input type="checkbox"/> それ以外の継続事業					
開始年度		平成 14 (2002) 年度	根拠	都市再開発法、都市計画法、荒川区市街地再開発事業補助金交付要綱ほか					
終期設定		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 令和 10 (2028) 年度	法令等						
実施基準		<input checked="" type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 区独自基準	計画区分	<input checked="" type="checkbox"/> 計画	<input type="checkbox"/> 非計画				
行政評価 事業体系		分野 VI 安全安心都市							
		政策 12	利便性の高い都市基盤の整備						
		施策 04	市街地再開発事業等の推進						
目的	JR三河島駅の北側において、再開発事業による土地の高度利用と基盤整備を図るとともに、住宅・商業・業務及び公共・公益施設の整備を推進し、地域の防災性向上や駅前にぎわいの創出を図る 西日暮里一丁目地域のまちづくりに関する方向性や公共・公益施設の整備方針等を示した『西日暮里一丁目まちづくり構想』を踏まえ、災害に強く、安全・安心でにぎわいのあるまちづくりを推進する								
対象者等	<input type="checkbox"/> 三河島駅前北地区市街地再開発準備組合 <input type="checkbox"/> 西日暮里一丁目まちづくり構想対象区域の住民								
内容	再開発事業の計画、調整に関する事務を担うとともに、施行者（予定）である準備組合に対し、当該事業に係る指導及び支援を行う [三河島駅前北地区市街地再開発事業] ・対象区域：西日暮里一丁目4番の一部、5番、6番の一部、7番 ・地区面積：約1.5ヘクタール [西日暮里一丁目まちづくり構想] ・対象区域：西日暮里一丁目2～5番、6番の一部、7～13番、19～32番、42～49番、61番 ・地区面積：約12.5ヘクタール								
経過	[平成11年1月] 再開発推進協議会発足 [平成14年度] 三河島駅周辺地区事業化推進B調査 [平成16年6月] 準備組合設立 [平成21年度] 旧真土小学校跡地活用検討基礎調査（総務企画課実施） [平成26年度] 再開発推進及びまちづくり構想策定に係る業務委託（～平成27年度） 西日暮里一丁目街づくり勉強会開催 [平成28年度] 旧真土小学校跡地活用方針決定、西日暮里一丁目まちづくり構想策定 [平成29年度] 事業協力者（デベロッパー）決定、区が準備組合の理事に就任 [平成30年度] 新たな事業コンサルタント決定 [令和2年度] 都市計画決定手続き（原案の公告・縦覧等） [令和3年度] 都市計画決定								
必要性	三河島駅前北地区は、『荒川区都市計画マスターplan』の日暮里拠点の1つであり、再開発によるにぎわいのある街づくりが求められている。駅前にふさわしい魅力や西日暮里一丁目地域の防災性の向上を図る本事業の必要性は高い								
実施方法	(1直営) (直営の場合) <input checked="" type="checkbox"/> 常勤職員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 [事業の流れ] 準備組合設立、都市計画決定、組合設立、権利交換計画認可、工事着手、工事完了、組合解散（=事業完了）								
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度 見込み	目標値 (8年度)		
	①	市街地再開発事業の進捗率（三河島駅前北地区） (%)		20	20	40	50	91	・都市計画決定：40% ・再開発組合設立：50%
	②								
③									
事務事業の分類			分類についての説明・意見等						
4年度		5年度							
重点的に推進		重点的に推進	再開発事業によるにぎわいのある街づくりを推進するとともに、木造住宅が密集した西日暮里一丁目地域において、道路の整備をはじめとする防災性の向上等を図るための事業であるため、重点的に推進する。						

No2

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
実績の推移	予算額	4,074	6,531	3,888	4,070	0	235,408	212,600
	決算額(4年度は見込み)	1	1	0	0	0	196,808	212,600
	事項名(4年度は見込み)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
	準備組合加入者数(人)	56	57	57	68	70	71	70

予算・決算の内訳

(単位：千円)

勘定科目		2年度	3年度	差額	勘定科目	2年度	3年度	差額
行政 コス ト計 算書	給与関係費	13,283	13,321	38	行政 収入	地方税等	0	0
	物件費		8	8		国庫支出金	98,400	98,400
	維持補修費		0	0		都支出金	0	0
	扶助費		0	0		分担金及び負担金	0	0
	補助費等		196,800	196,800		使用料及び手数料	0	0
	減価償却費		0	0		その他	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0		行政収入合計(a)	98,400	98,400
	賞与・退職給与引当金繰入額	4,279	816	▲ 3,463		行政収支差額(a)-(b)=(c)	112,545	▲ 94,983
	その他行政費用		0	0		金融収支差額(d)	0	0
	行政費用合計(b)	17,562	210,945	193,383		通常収支差額(c)+(d)=(e)	112,545	▲ 94,983
特別費用(g)			0	0		特別収入(f)	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0		当期収支差額(e)+(h)	112,545	▲ 94,983

備考 行政費用では補助費等が多くを占めている。これは準備組合に対する補助金であり、その1/2の額が国庫支出金として収入されている。

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none">事業計画案の精査新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しながら、組合設立に向けた合意形成再開発で区が取得する体育施設や屋上の活用方法の検討再開発組合（準備組合）に対する補助金執行の適切な指導・助言
--------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

問題点・課題の改善策

問題点・課題の改善策		令和3年度に取り組む具体的な改善内容		令和3年度に実施した改善内容および評価		令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容	
①	組合設立に向けて、コロナ禍における地権者への十分な説明及び合意形成の方法を準備組合と検討する。	組合立に向けて、事業計画等の説明及び同意取得を準備組合が個別説明で行う。		組合の体制強化や権利変換を見据えた一層の丁寧な権利者対応について準備組合と協議する。			
②	体育館の施設計画や運営方法を具体化していくほか屋上の活用方法を検討するため、施設所管課との協議を本格化する。	所管課とともにスポーツ運営事業者や指定管理者にヒアリングを行うとともに、運営を視野に入れた施設計画を検討した。		施設計画の検討を進めるとともに権利変換内容を精査する。			
③	準備組合に対する補助金の執行にあたり、綿密な事前協議と適正なチェックを行う。	単価や計算式の積算根拠の聞き取りを行い、補助金の適切な執行に取り組んだ。		補助金の前提となる事業の適切な推進を図るとともに、補助事業の適正な管理に努める。			
施 状 況 の 実 況	(実施 22 区)	未実施 0 区	不明 0 区)				
況 議 会 要 質 問 状	平成28年2定 「西日暮里駅前・三河島駅前北地区の大規模再開発計画の見直しについて」 令和元年6月会議「再開発事業の推進について」 令和2年6月会議「早期の事業化に向けて取り組むべきと考える」 令和2年11月会議「荒川区の商工振興との整合はどうなのか」 令和3年2月会議「タワーマンションによる再開発を中止し、概念を転換すべき」						

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード		11-02-12		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名		西日暮里駅前地区市街地再開発事業		部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課	課長名	能見	
		担当者名	加藤・関・玉木	内線	2833			
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（4年度）		01-04-02	西日暮里駅前地区事業費補助					
事務事業の種類		<input type="radio"/> 新規事業 <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度	<input checked="" type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度		平成 20 (2008) 年度	根拠	都市再開発法、都市計画法、荒川区市街地再開発事業補助金交付要綱ほか				
終期設定		<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 12 (2030) 年度	法令等					
実施基準		<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画	<input type="radio"/> 非計画			
行政評価 事業体系		分野 VI 安全安心都市						
		政策 12	利便性の高い都市基盤の整備					
		施策 04	市街地再開発事業等の推進					
目的	旧道灌山中学校跡地を含む地区にて、土地の合理的かつ健全な高度利用、住環境の整備、都市機能の更新及び駅前の活性化を目指し、広域拠点としての街づくりを進める。あわせて、「西日暮里駅周辺地域まちづくり構想」に基づき地域全体の発展を念頭に、その核として再開発事業による安全・安心でにぎわいのあるまちづくりを推進する。							
対象者等	旧道灌山中学校跡地等の区有地を含む、西日暮里駅に隣接する約2.3haの地区（西日暮里五丁目32～37番及び38番の一部）に権利を持つ者：西日暮里駅前地区市街地再開発準備組合 まちづくり構想については、西日暮里五丁目交差点を中心とした半径約500mの範囲							
内容	区内最大の交通結節点でありながら不足する都市基盤を整備するとともに、商業施設や文化施設、都市型住宅等の都市機能の整備による駅前にふさわしいまちづくりを進める。 ・準備組合が中心となって進めている事業計画の検討を支援する。 ・道路等の公共施設及び文化交流拠点の核となる公益施設の内容を調整する。 ・「西日暮里駅周辺地域まちづくり構想」に基づき、周辺地域を含めた活性化策を検討する。							
経過	平成12年度 道灌山中学校跡地利用方針決定 平成18年度 地元有志による街づくり協議会発足 平成19年度 協議会がコンサルタント派遣制度を利用し、勉強会開催 平成20年度 事業化可能性調査実施 平成21年度～24年度 勉強会等及び権利者意向把握の実施 平成25年度 コンサルタント選定プロポーザル実施、準備組合設立に向けた活動の実施 平成26年度 市街地再開発準備組合設立（6月）、事業協力者選定プロポーザル実施【準備組合】 平成27年度 基本計画設計者選定コンペ実施【準備組合】 平成29年度 環境影響評価調査計画書（案）の提出、区が準備組合理事に就任 令和元年度 都市計画原案の説明会及び公告・縦覧 令和 3年度 都市計画決定・告示							
必要性	西日暮里駅前地区は、『荒川区都市計画マスターplan』の日暮里拠点の1つであり、交通結節機能を生かしたにぎわいのある街づくりが求められている。再開発事業による都市基盤の強化を始めとして、上位計画に示された将来像実現のため、まちづくりを進める必要性は高い。							
実施方法	(1直営) (直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員) 【事業の流れ】準備組合設立、都市計画決定、組合設立、権利変換計画認可、工事着手、工事完了、組合解散（=事業完了）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			元年度	2年度	3年度	4年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	再開発事業等の進捗状況 (%)	20	20	40	40	70	・準備組合設立 : 20% ・都市計画決定 : 40%
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
4年度		5年度						
重点的に推進		重点的に推進	交通結節機能の強化や駅周辺の活性化、地域の生活利便性の向上等を図るための事業であるため、重点的に推進する。					

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
実績の推移	予算額	4,002	3,793	3,888	5,247	64,200	83,800	629,000
	決算額(4年度は見込み)	4,001	0	0	4,212	0	78,152	629,000
	事項名(4年度は見込み)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
	準備組合加入者数(人)	57	58	60	60	59	59	65

予算・決算の内訳

令和2年度(決算)			令和3年度(決算)			令和4年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
補助金	事業費補助	0	補助金	事業費補助	64,400	補助金	事業費補助	438,800
補助金	公共施設管理者負担金	0	補助金	公共施設管理者負担金	13,752	補助金	公共施設管理者負担金	190,200

(単位 : 千円)

行政コスト計算書	勘定科目	2年度	3年度	差額	勘定科目	2年度	3年度	差額
	給与関係費	19,925	19,981	56	地方税等		0	0
	物件費		0	0	国庫支出金		39,076	39,076
	維持補修費		0	0	行政都支出金		0	0
	扶助費		0	0	分担金及び負担金		0	0
	補助費等		78,152	78,152	使用料及び手数料		0	0
	減価償却費		0	0	その他		0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	行政収入合計(a)	0	39,076	39,076
	賞与・退職給与引当金繰入額	6,418	1,223	▲ 5,195	行政取支差額(a)-(b)=(c)	▲ 26,343	▲ 60,280	▲ 33,937
備考	その他行政費用		0	0	金融取支差額(d)		0	0
	行政費用合計(b)	26,343	99,356	73,013	通常取支差額(c)+(d)=(e)	▲ 26,343	▲ 60,280	▲ 33,937
	特別費用(g)		0	0	特別収入(f)		0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期取支差額(e)+(h)	▲ 26,343	▲ 60,280	▲ 33,937

行政費用では、補助費等が多くを占めている。内訳としては、準備組合に対する補助金及び公共施設管理者負担金であり、これらの1/2の額が国庫支出金として収入されている。

- 【令和4年度解決すべき問題点・課題】
 - 地権者の合意形成、床取得者の選定、事業計画案の検討
 - 文化交流施設の各機能に関する検討
 【令和5年度以降に取り組むべき問題点・課題】
 - 組合設立に向けた関係機関協議及び同意取得
 - 管理運営方針の決定

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	施設計画の具体化に向けて、所管部との調整等を行う。	区の文化交流施設整備検討会を立ち上げ、施設の基本的なあり方等に関する検討を行った。	文化交流施設の各機能の具体的な内容を固め、区の権利変換の内容を精査していく。
②	道路管理者等の同意取得に向けて、関係機関協議を行う。	東京都や道路管理者等と打合せを行い、再開発の概要や今後のスケジュール説明等を行った。	道路管理者等の同意取得に向けて、引き続き、関係機関協議を行う。
③	都市計画決定・告示後は、組合設立に向けた手続を進める。	令和3年6月18日の都市計画決定・告示後、準備組合が基本設計や建物等現況調査を実施した。	住宅や商業施設等の床取得者を選定するとともに、事業計画案の検討を行う。また、管理運営方針を早期に決定する。
施 区 状 況 の 実	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
況 議 会 要 質 旨 問 状	▪ 令和2年度 2月会議 タワーマンションによる再開発を中止すべき ▪ 令和2年度 2月会議 都市計画決定は中止すべき ▪ 令和3年度 6月会議 商業に対して、区も地権者として関わり、賑わいのある施設にしてほしい ▪ 令和3年度 9月会議 保育園や高齢者施設の代替地の見通しがつくまでは計画を中止すべき ▪ 令和3年度 9月会議 区の温室効果ガスの削減目標に見合った計画に見直すべき		

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード		11-02-13			戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名		ブロック塀等撤去助成事業			部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	大木	
					担当者名	福木・古川・鈴木		内線	2822	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（4年度）		01-09-04		ブロック塀等撤去助成事業費						
事務事業の種類		<input type="radio"/> 新規事業 (<input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度)			<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度		平成 21 (2009) 年度			根拠	荒川区ブロック塀等撤去助成事業制度要綱				
終期設定		<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 () 年度			法令等					
実施基準		<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準			計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価 事業体系		分野	VI 安全安心都市							
		政策	11 防災・防犯のまちづくり							
		施策	03 災害に強い街づくりの推進							
目的	震度5強程度の地震により倒壊のおそれがあり、道路等に面する危険なブロック塀等の撤去工事に係る費用の一部を助成することにより、通行人等の地震時の安全性を向上し、もって安全で安心して住める災害に強い街づくりを推進することを目的とする。									
対象者等	道路等に面する危険度C、Dのブロック塀等の所有者・管理者等 (令和3年度末時点:未撤去Cランク975件、Dランク81件)									
内容	1 助成対象ブロック塀等 道路等に面する危険なブロック塀等（高さ1.2m超） 2 助成内容 助成金は、撤去工事費の2/3、ただし1m当たり16,000円を上限とする。 3 普及啓発活動 助成対象となるブロック塀等の所有者・管理者に対し普及啓発活動を行う。 方法：戸別訪問形式 令和2年度調査結果概要[（財）全国建築コンクリートブロック工業会基準による。] 危険度A 1,989件 (55.8%) 安全である。 危険度B 450件 (12.6%) 一応安全である。 危険度C 1,036件 (29.0%) 注意を要する。 危険度D 92件 (2.6%) 危険である。 合計 3,567件 (100.0%)									
経過	平成20年度 ブロック塀等の実態調査 平成21年7月 荒川区ブロック塀等の改修助成金交付要綱制定 平成21年7月～9月 ブロック塀等の改修促進業務委託実施 平成25年9月 荒川区ブロック塀等の改修助成金交付要綱一部改正 (→荒川区ブロック塀等撤去助成事業制度要綱、事務処理の効率化) 平成30年9月 荒川区ブロック塀等の改修助成金交付要綱一部改正（対象ブロック塀を拡充） 平成22～29年度 区報、区ホームページによる普及啓発活動実施 令和2年4月 要綱一部改正（助成限度額の単価を6,000円/m ² から16,000円/m ² に引き上げ） 令和2年度 ブロック塀等の実態調査（2回目） 令和3年度 危険ブロック塀等の調査及び啓発業務委託実施									
必要性	大規模地震の際ににブロック塀等が倒壊し、通行人等に危害を及ぼすことがないよう道路に面する危険なブロック塀等を早急に改善する必要がある。									
実施方法	(1直営) (直営の場合) <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員 助成金内定申請→審査→助成金交付内定→撤去工事着手→撤去工事完了→助成金交付申請→審査→助成金交付決定→助成金交付									
指 標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明	
				元年度	2年度	3年度	4年度 見込み	目標値 (8年度)		
	① 安全なブロック塀等の率(%)				68.4	68.9	69.3	70.9	安全なブロック塀等の数 ／総数3,516(件) ※R3見込み	
	②									
③										
事務事業の分類				分類についての説明・意見等						
4年度		5年度								
重点的に推進		重点的に推進		震災時において、通行人の安全性を確保するとともに消防活動や地域住民の避難の支障とならないよう、危険なブロック塀等の撤去を推進する事業であるため、重点的に推進する。						

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード		11-02-14		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名		空き家対策事業		部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	大木 浩	
				担当者名	赤坂・池ノ谷・木下・福木・古川・鈴木		内線	2826. 2821	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（4年度）		01-10-01		空き家対策事業費					
事務事業の種類		<input type="radio"/> 新規事業 (<input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度)		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度		平成 24 (2012) 年度		根拠	空家等対策の推進に関する特別措置法				
終期設定		<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 7 (2025) 年度		法令等	荒川区老朽空家住宅除却助成事業制度要綱				
実施基準		<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画		<input type="radio"/> 非計画		
行政評価 事業体系		分野	VI 安全安心都市						
		政策	11 防災・防犯のまちづくり						
		施策	03 災害に強い街づくりの推進						
目的	危険な老朽空家住宅の除却工事に係る費用の一部を助成することにより、除却を促進し、もって安全で安心して住める災害に強い街づくりを推進することを目的とする。 また、利用可能な空き家を地域の資源と捉え、市場流通や活用促進を図ることで、地域の活性化や街の魅力向上につなげることを目的とする。								
対象者等	危険な老朽空家住宅の所有者等（個人又は中小企業） ※不動産販売、不動産貸付又は駐車場業等を営む方が業務のために行う除却は、助成対象外								
内容	1 老朽空家住宅除却助成事業 -助成対象：1年以上未使用で、住宅部分の面積が2分の1以上ある昭和56年5月31日以前の建物等 -助成金額：消費税を除く除却工事費の1/2（限度額50万円） 2 危険老朽空家住宅除却助成事業（平成28年度から令和7年度まで） -助成対象：不燃化特区を除いた区全域にある、特定空家等又は危険性が著しく高い老朽空家 -助成金額：消費税を除く除却費用の全額（限度額26,000円/m ² ） 3 空き家相談会（平成29年度開始、年度6回開催を基本とする） 4 地域活性化施設への改修費助成（平成29年度開始） 1件あたり限度額200万円 5 空家等相続人調査・折衝業務委託（令和元年度） 6 荒川区特定空家等対策審査会 11回開催済 7 空き家利活用コーディネート業務委託・下町型エリア再生プロジェクト委託（令和3年度）								
経過	平成24年5月 1日 荒川区老朽空家住宅除却助成金交付要綱制定 平成26年3月31日 荒川区老朽空家住宅除却助成金交付要綱一部改正 (一荒川区老朽空家住宅除却助成事業制度要綱、事務処理の効率化) 平成27年3月31日 荒川区老朽空家住宅除却助成事業制度要綱一部改正（助成率及び限度額の引下げ） 平成28年6月30日 荒川区危険老朽空家住宅除却助成事業制度要綱制定 平成29年3月31日 荒川区危険老朽空家住宅除却助成事業制度要綱一部改正 平成30年2月23日 荒川区空家利活用事業補助金交付要綱制定 平成30年3月30日 荒川区危険老朽空家住宅除却助成事業制度要綱一部改正 令和元年6月 1日 荒川区空家利活用事業補助金交付要綱一部改正 令和 3年3月31日 荒川区老朽空家住宅除却助成事業制度要綱一部改正 令和 4年3月31日 荒川区老朽空家住宅除却助成事業制度要綱一部改正								
必要性	家屋の倒壊や屋根瓦の落下、外壁の崩落など、危険な老朽空家住宅が引き起こす被害から区民等を守るために必要であり、大地震が近々に発生すると予想されていることから緊急性も高い。								
実施方法	(<input type="radio"/> 直営) (直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員) 助成金内定申請→審査→助成金交付内定→老朽空家住宅の除却工事→除却工事完了→補助金交付申請→審査→助成金交付決定→補助金交付								
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度 見込み	目標値 (8年度)		
	①	危険な老朽空家住宅の除却率 (%)	45.2	50.8	59.4	66.5	75	空き家実態調査の除却を促進すべき 空き家除却率 95/160棟	
	②	不燃化特区区域外の危険な老朽空 家住宅の除却率 (%)	51.4	52.4	54.4	55.9	70	①のうち不燃化特区区域外における 除却率 43/79棟	
③									
事務事業の分類			分類についての説明・意見等						
4年度		5年度							
重点的に推進		重点的に推進	管理不全な状態となっている危険な老朽空家の対策を、総合的かつ計画的に一層強化して取り組む事業であるため、重点的に推進する。						

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード		11-02-15		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名		永久水利整備事業		部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	大木
				担当者名	高梨		内線	2828
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（4年度）		01-12-01	永久水利整備事業費					
事務事業の種類		<input type="radio"/> 新規事業 <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度	<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度		平成 25 (2013) 年度	根拠	荒川区における永久水利施設の整備・活用に関する基本計画				
終期設定		<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 () 年度	法令等					
実施基準		<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画		<input type="radio"/> 非計画		
行政評価 事業体系		分野 VI 安全安心都市 政策 11 防災・防犯のまちづくり 施策 02 防災基盤の整備						
目的	区内の約6割を木造住宅密集地域が占める現状において、「災害でひとりの犠牲者も出さない安全安心の街づくり」を目指して、大震災等に伴う同時多発的かつ広範囲に発生した火災に迅速に対応し、延焼防止を図るため、災害時に断水した場合にも有効に機能する隅田川の河川水や地下水を活用した永久水利を整備する。							
対象者等	区民、防災区民組織、中学校防災部、防災関係機関							
内容	<p>○永久水利は、隅田川の河川水や地下水など枯渇することのない水源を確保するハード面の整備とともに、その水源を活用して、地域住民が中心となって行う消火・送水ネットワーク体制を構築するソフト面からなる、地域消火システムである。</p> <p>○まず枯渇しない水源を確保する方法として、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 約8キロメートルにわたって隅田川に接している地の利を生かした河川水 ② 隅田川から離れた地域では、安定した水量を確保することができる地下水（深井戸）を活用し、それを取水するための施設を整備する。 <p>○その水源を効果的に使用し初期消火活動につなげるため、複数の防災区民組織が連携し、各組織が持つ可搬消防ポンプなどを活用して、消防団員の指導のもと広域的に消火活動を行う送水ネットワークを構築する。</p>							
経過	<p>平成25年 2月 学識経験者、警察、消防等の関係機関、町会等で構成する「荒川区永久水利整備活用推進協議会を設置」</p> <p>平成26年 3月 あらかわ遊園永久水利施設（河川水：区内第1号）</p> <p>平成27年 7月 荒川公園永久水利施設（地下水）</p> <p>平成28年 3月 日暮里公園永久水利施設（地下水）</p> <p>平成29年 3月 第五中学校付近永久水利施設（河川水）</p> <p>平成29年10月 赤土小学校永久水利施設（地下水）</p> <p>防災課による整備（可搬ポンプ方式）</p> <p>平成26年11月 尾久の原公園永久水利施設（河川水）</p> <p>平成27年11月 南千住六丁目スーパー堤防永久水利施設（河川水）</p>							
必要性	荒川区は地震に関する地域危険度（総合）の高い地域を多く抱えていると共に、首都直下地震発生時における断水率が高いため、災害時にも有効に機能する水利を整備する必要がある。							
実施方法	<p>(2一部委託) (直営の場合 <input type="radio"/>常勤職員 <input type="radio"/>会計年度任用職員)</p> <p>設備機器保守委託</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			元年度	2年度	3年度	4年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 永久水利の整備箇所		7	7	7	8	8	候補地15箇所（基本計画より）
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
4年度		5年度						
推進		推進	大震災時の火災の延焼拡大を防止するために必要な事業であるため、推進する。					

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード		11-02-16			戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名		不燃化特区整備促進事業			部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	大木	
					担当者名	杉山、赤坂、高梨		内線	2834	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（4年度）		01-13-01		不燃化特区整備促進事業費						
		01-13-02		防災スポット整備事業費						
事務事業の種類		<input type="radio"/> 新規事業 (<input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度)			<input type="radio"/> 建設事業			<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	平成 25 (2013) 年度			根拠	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律、不燃化特区制度要綱					
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無	令和 7 (2025) 年度			法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内	<input checked="" type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分			<input checked="" type="radio"/> 計画	<input type="radio"/> 非計画		
行政評価 事業体系	分野	VI 安全安心都市								
	政策	11 防災・防犯のまちづくり								
	施策	03 災害に強い街づくりの推進								
目的	東京都から不燃化特区の指定を受けた「荒川・南千住地区」及び「町屋・尾久地区」において、地域の不燃化を促進する重点的かつ集中的な取組を実施するとともに、密集事業における主要生活道路や公園等の整備を推進することで、木造住宅密集地域の改善を一段と加速させ、燃えない・燃え広がらない災害に強い街づくりを推進する。									
対象者等	荒川・南千住地区及び町屋・尾久地区における次に掲げる者 ・老朽建物の除却を行う建物所有者等、老朽木造建物の建替えを行う建築主 ・主要生活道路の拡幅整備に係る権利者及び沿道で建替え等を行う建築主									
内容	①支援制度の周知を図るため、建築士による戸別訪問のほか、建築士や弁護士などの専門家が相談に応じる住まいの相談会を地域で開催するなど、相談体制を強化し、地区内の建替え等を促進する。 ②除却助成制度により、老朽建築物の除却を促進する。 ③建替え助成制度により、老朽木造建築物から不燃化建築物への建替えを促進する。 ④複数の地権者が共同で建替えを行う場合、除却費、設計監理費、共同施設整備費の一部を助成する。 ⑤緊急車両の円滑な通行や避難経路の確保を図るため、主要生活道路の拡幅整備を推進する。 ⑥拡幅整備を進めている主要生活道路沿道において建替え等を行う場合、除却費、設計監理費、外壁等の整備費の一部を助成する。 ⑦平常時の憩いの場、災害時に有効なオープンスペースを確保するため、公園等の整備を推進する。 ⑧防災まちづくり協議会の活動を支援するほか、地域住民とともにまち歩きなどを行い、まちの課題を把握・共有し、改善策の検討を踏まえた地区計画を策定する。									
経過	不燃化特区 ○荒川二・四・七丁目地区 (約48.5ha) 平成25年4月26日 不燃化特区指定 令和 3年3月31日 同指定取消 ○荒川・南千住地区 (約123.4ha) ←荒川二・四・七丁目地区的区域を拡大 令和 3年4月 1日 不燃化特区指定 ○町屋・尾久地区 (約242.6ha) 平成26年4月 1日 不燃化特区指定 令和 3年3月31日 同指定取消 令和 3年4月 1日 不燃化特区指定 密集事業 ○荒川二・四・七丁目地区 (H27.3社会資本総合整備計画提出：現行整備期間～R6) 約 48.5ha ○町屋・尾久地区 (H27.3社会資本総合整備計画提出：現行整備期間～R6) 約242.6ha									
必要性	対象地域は狭隘道路や狭小敷地が多く、第8回地震に関する地域危険度測定調査（平成30年2月 東京都公表）においても概ねランク5及び4と判定されていることから、地域課題の改善に資する事業を重層的に活用し、防災性及び住環境の向上を図る必要がある。									
実施方法	(2一部委託) (直営の場合) <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 地域住民の防災意識の啓発を図るために、住民活動組織を育成・支援するとともに、戸別訪問その他の方法により不燃化建築物への建替え等の誘導を行う。									
指 標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明	
				元年度	2年度	3年度	4年度 見込み	目標値 (8年度)		
	①	不燃領域率 (荒川・南千住) (%)	63.9	64.5	65.1	65.7	70	(R7年度) 土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率		
	②	不燃領域率 (町屋・尾久) (%)	62.7	63.6	64.1	64.8	70	(R7年度) 土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率		
③										
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
4年度		5年度								
重点的に推進		重点的に推進	対象地域の改善を一層加速させるために必要な事業であるため、重点的に推進する。							

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード		11-02-19		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名		被災者生活再建支援事業		部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	大木
				担当者名	大竹・谷川		内線	2838
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（4年度）		01-15-01	被災者生活再建支援事業費					
事務事業の種類		<input type="radio"/> 新規事業 <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度	<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度		平成 28 (2016) 年度	根拠	災害対策基本法				
終期設定		<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 () 年度	法令等					
実施基準		<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input type="radio"/> 非計画			
行政評価 事業体系		分野 VI 安全安心都市 政策 11 防災・防犯のまちづくり 施策 01 災害時における体制の強化						
目的	罹災証明書は、仮設住宅の入居や義援金の受給などに必要な書類である。区では、首都直下地震などの大規模災害によって罹災証明書の交付件数が最大10万件を超えると想定されることから、罹災証明書を遅滞なく交付できる体制を整える。							
対象者等	区民等（建物居住者・建物所有者）							
内容	首都直下地震などの大規模な災害において、罹災証明書を遅滞なく交付できる体制を構築するため、平成28年度から被災者生活再建支援システムを導入した。 ①建物の被害状況を調査（全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊）し、その結果をデータ化する。 ②調査データを基に地図情報や住民基本台帳、家屋課税台帳を確認しながら罹災証明書を発行する。 ③罹災証明書の発行にあわせて、被災者台帳を自動的に作成する。							
経過	平成25年 6月 災害対策基本法が改正され、罹災証明書を遅滞なく交付することが義務化 平成29年 3月 システム導入するとともに、基礎研修及び被災状況の入力等の操作研修を実施 平成29年4月 システム運用開始 平成31年3月 区内3消防署と震災時における罹災証明の発行に関する協定締結							
必要性	首都直下地震などの大規模な災害において、短時間かつ大量に罹災証明書を交付するためには、被災者生活再建支援システムの導入が必要不可欠である。							
実施方法	(2一部委託) (直営の場合) <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ・被災者生活再建支援システム保守等委託							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			元年度	2年度	3年度	4年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	職員研修等の開催	6	6	0	2	4	罹災証明発行操作研修（年1回）
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
4年度		5年度						
推進		推進	被災者の生活再建を支援するためには、罹災証明書を遅滞なく交付することが肝要であり、効率的な証明書発行の核となる事業であるため、推進する。					

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード		11-03-07		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名		区民住宅管理運営		部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	大木
				担当者名	中川、太田、松本、福木		内線	2822
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（4年度）		01-01-01		区民住宅管理運営費				
		01-01-02		区民住宅大規模改修費				
事務事業の種類		<input type="radio"/> 新規事業 (<input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度)		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度		平成 7 (1995) 年度		根拠	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律			
終期設定		<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 () 年度		法令等	荒川区民住宅条例及び同条例施行規則			
実施基準		<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画
行政評価 事業体系		分野	IV	環境先進都市				
		政策	08	良好で快適な生活環境の形成				
		施策	02	快適な居住環境の形成				
目的	中堅所得者層を対象とした住宅を供給することにより定住化の促進を図る。							
対象者等	中堅所得世帯（主な入居要件①所得金額が一定の範囲であること②自ら居住するため、住宅を必要とすること（原則として住宅を所有していない者）③同居親族を有すること）							
内容	1 建設型住宅 - 町屋五丁目住宅（町屋5-9-2, RC造22Fの内、4~22F、114戸） ※高齢者住宅（23戸）、身体障害者区営住宅（6戸）併設（1~3F） ※從前居住者用住宅併設（20戸） 2 業務内容 - 入居者管理（区）：入居募集・許可、使用料決定・徴収、世帯員変更等の各種手続き等 - 保守・管理（指定管理者）：清掃、設備保守点検、一般修繕、空き室修繕、共用部点検等							
経過	平成 7年 4月 1日 西日暮里三丁目住宅（借上型）開設 平成 9年 4月10日 東日暮里六丁目住宅（借上型）開設 平成10年 4月 1日 町屋八丁目住宅（借上型）開設 平成10年 4月20日 町屋五丁目住宅（建設型）開設 平成23年 4月 1日 多子世帯に対する支援を開始（月額使用料を2万円減額。町屋五丁目住宅で実施） 平成27年 3月31日 西日暮里三丁目住宅（借上型）終了 平成27年 4月 1日 区内在住者用住宅開設（町屋五丁目住宅10戸） 近居世帯に対する支援を開始（月額使用料を2万円減額。町屋五丁目住宅で実施） 平成29年 3月31日 東日暮里六丁目住宅（借上型）終了 平成30年 3月31日 町屋八丁目住宅（借上型）終了 平成30年 4月 1日 東京都住宅供給公社を指定管理者に指定（指定管理開始 平成18年4月）							
必要性	良質な公共住宅の供給により、中堅ファミリー世帯の定住化を図る必要がある。							
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員) ○建物の維持管理は指定管理者が行い、入居手続、使用料の決定・徴収、入居者管理等は区が行う。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			元年度	2年度	3年度	4年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 入居率 (%)		70	69	75	85	90	周知の拡大と計画的な空室修繕により入居率を向上させる。
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
4年度		5年度						
継続		継続	町屋五丁目住宅については、引き続き区民住宅として良好な住宅を供給する事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額	169,192	158,166	180,567	252,351	111,586	64,043	88,073
決算額(4年度は見込み)	153,703	118,863	176,708	249,688	98,666	59,314	88,073
実績の推移	事項名(4年度は見込み)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
区民住宅戸数		188	164	124	124	124	114
新規入居者数		3	8	4	11	8	10

予算・決算の内訳

令和2年度(決算)			令和3年度(決算)			令和4年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	実績評価・選定委員会報酬	20	報償費	実績評価・選定委員会報酬	20	報償費	実績評価・選定委員会報酬	367
需用費	共用部電気・水道	3,981	需用費	共用部電気・水道・事務用品等	4,925	需用費	共用部電気・水道	4,801
役務費	口座振替等手数料・強制執行補助者費用一式	10	役務費	口座振替等手数料・強制執行補助者費用一式	10	役務費	口座振替等手数料・強制執行補助者費用一式	864
委託料	指定管理料	31,065	委託料	指定管理料	37,816	委託料	指定管理料	63,003
使用料等	住宅管理システムリース	964	使用料等	住宅管理システムリース	1,163	使用料等	住宅管理システムリース	1,442
工事請負費	インターホン設備改修工事	40,816	負担金補助等	防災センター負担金	15,380	負担金補助等	防災センター負担金	17,596
負担金補助等	防災センター負担金	21,810						

(単位 : 千円)

行政コスト計算書	勘定科目	2年度	3年度	差額	勘定科目	2年度	3年度	差額
	給与関係費	13,235	9,483	▲ 3,752	地方税等	0	0	0
	物件費	36,020	43,915	7,895	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	17,073	0	▲ 17,073	行政都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	21,830	15,399	▲ 6,431	使用料及び手数料	133,428	135,998	2,570
	減価償却費	100,268	101,859	1,591	その他	10,726	11,130	404
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	144,154	147,128	2,974
	賞与・退職給与引当金繰入額	3,599	581	▲ 3,018	行政取支差額(a)-(b)=(c)	▲ 47,871	▲ 24,109	23,762
	その他行政費用	0	0	0	金融取支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	192,025	171,237	▲ 20,788	通常取支差額(c)+(d)=(e)	▲ 47,871	▲ 24,109	23,762
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 47,871	▲ 24,109	23,762

○行政費用の物件費の上昇は、指定管理料の増額のため。
○維持補修費は令和2年度に駐輪場ラック工事、消火ポンプ取替工事を行ったが、令和3年度は修繕工事を行わなかったため、維持補修費は減少した。

○施設の老朽化が進行していることから計画的に適切な修繕を実施する必要がある。
○入居希望に沿うように、適時に空室修繕を実施する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	あり方の検討を続けながら、区民住宅としての利用を継続するため、効果的な周知を図っていく。	令和3年12月より、空室修繕を完了した部屋をモデルルームとし、空室修繕前の部屋を申込可能として公表する予約申込を開始。	指定管理者と協力し、迅速に空室修繕を行い、予約申込に対応するほか、新たな割引制度等を開始し、入居率を改善する。
②			
③			
施 区 状 況 の 実	(実施 14 区 未実施 8 区 不明 0 区) 未実施区…江東区、中野区、北区、杉並区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区		
況 議 (会 要質 旨 問 状)			

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード		11-03-08		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名		都営住宅相談・募集事務		部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	大木		
				担当者名	松本		内線	2824		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（4年度）		01-02-01	都営住宅募集事務費							
事務事業の種類		<input type="radio"/> 新規事業 <input checked="" type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度	<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業						
開始年度		昭和 27 (1952) 年度	根拠	都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例						
終期設定		<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 () 年度	法令等							
実施基準		<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画					
行政評価 事業体系		分野 IV 環境先進都市								
		政策 08 良好で快適な生活環境の形成								
		施策 02 快適な居住環境の形成								
目的	都営住宅の地元割当や一般の募集時の相談窓口を常設して、区民の住宅セーフティネットを確保する。									
対象者等	<input type="radio"/> 都内在住の住宅に困っている低額所得者（主な入居要件（家族向け）①所得が一定の範囲内であること②住宅に困っていること③同居親族がいること（単身者向けは60歳以上であること））									
内容	1 入居に関する問い合わせの受付（通年） 2 空き家の募集事務（申込書配付、説明）（年4回、2月上旬、5月上旬、8月上旬、11月上旬） 3 地元割当分の募集事務（募集、申込受付、公開抽選、資格審査、合格通知発送、都への結果報告）									
経過	昭和43年度 日常の相談業務、通常の募集に係る申込用紙の配付及び地元割当ての募集・受付・決定は区の分担と再確認（都区財調：基準財政需用額算定の中で規定）									
必要性	都営住宅は、荒川区内に23団地4,031戸（令和3年3月31日現在、都営住宅団地一覧による）、都内では1,540団地、約25万2千戸がストックされ、区民・都民の住宅セーフティネットとして定着しており、事業の必要性は高い。									
実施方法	(1直営) (直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員) <input type="radio"/> 募集の問い合わせを通年受け付ける。○年4回、募集案内の配布、説明を行う。○東京都から地元割当があったときは、区が募集事務を行う。									
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明		
			元年度	2年度	3年度	4年度 見込み	目標値 (8年度)			
	①	募集案内配布部数（部）	7,784	7974	7548	8000	8000			
	②									
③										
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
4年度		5年度								
継続		継続		東京都の低額所得者向けの住宅施策について協力する事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移			28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
実績の推移	予算額		76	76	82	77	92	93	93
	決算額(4年度は見込み)		0	0	71	0	90	90	93
	事項名(4年度は見込み)		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
	地元割当募集戸数		0	0	1	0	3	3	3

予算・決算の内訳

令和2年度(決算)			令和3年度(決算)			令和4年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	印刷製本費	90	需用費	印刷製本費	90	需用費	印刷製本費	93

(単位 : 千円)

行政コスト計算書	勘定科目	2年度	3年度	差額	勘定科目	2年度	3年度	差額
		給与関係費	4,797	6,861	2,064	地方税等	0	0
行 政	物件費	90	90	0	国庫支出金	0	0	0
行 政	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
行 政	扶助費	0	0	0	行政分担金及び負担金	0	0	0
費 用	補助費等	0	0	0	収入 使用料及び手数料	0	0	0
費 用	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
不 納 欠 損	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
賞 与	賞与・退職給与引当金繰入額	1,304	420	▲ 884	行政取支差額(a)-(b)=(c)	▲ 6,191	▲ 7,371	▲ 1,180
其 他 行 政 費 用	その他行政費用	0	0	0	金融取支差額(d)	0	0	0
其 他 行 政 費 用	行政費用合計(b)	6,191	7,371	1,180	通常取支差額(c)+(d)=(e)	▲ 6,191	▲ 7,371	▲ 1,180
特 別 費 用	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特 別 費 用	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 6,191	▲ 7,371	▲ 1,180

備考 物件費は都當住宅地元割当に係る印刷製本費による。

問題点・課題 ○毎回、区内の募集戸数に対し、応募倍率は高い。
 - 令和3年11月…荒川区14.5倍(募集戸数53戸に対し申込者771名)(都全体10.2倍)
 - 令和3年5月…荒川区32.9倍(募集戸数26戸に対し申込者856名)(都全体11.7倍)
 - 令和2年11月…荒川区23.3倍(募集戸数28戸に対し申込者654名)(都全体9.7倍)
 ○地元割当(令和3年11月)…平均57.6倍(募集戸数3戸に対し申込数175名)
 地元割当の住戸数は今後も確保する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き地元割当の戸数を確保できるよう、東京都へ働きかける。	令和3年11月に地元割当として3戸の募集を実施し、175名の応募があった。	引き続き地元割当の戸数を確保できるよう、東京都へ働きかける。
②			
③			
施 区 状 況 の 実	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
況 議 (会 要 質 旨 問 状)			

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード			11-03-09		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名		住宅対策審議会		部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	大木	
		担当者名	松本、福木		内線	2826			
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（4年度）		01-03-01	住宅対策審議会費						
事務事業の種類		<input type="radio"/> 新規事業	<input type="radio"/> 4年度	<input type="radio"/> 3年度	<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度		平成 8	(1996)	年度	根拠	荒川区住宅基本条例、荒川区住宅対策審議会規則			
終期設定		<input type="radio"/> 有	<input checked="" type="radio"/> 無	()	年度	法令等			
実施基準		<input type="radio"/> 法令基準内	<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input type="radio"/> 計画	<input type="radio"/> 非計画	
行政評価 事業体系		分野	IV	環境先進都市					
		政策	08	良好で快適な生活環境の形成					
		施策	02	快適な居住環境の形成					
目的	区長の附属機関として、区の住宅施策に関する重要な事項を審議する。								
対象者等	区民等								
内容	1 審議会 区長の諮問に応じ、区の住宅に関する施策について重要な事項を審議し、答申する。 2 委員構成 学識経験者、区議会議員、区民、区職員 3 委員定数 15人以内 4 任期 2年								
経過	平成19年度～20年度 第10回～第15回住宅対策審議会「荒川区における新たな住宅政策のあり方」（審議、答申） 平成25年度 第16回～第18回住宅対策審議会 「荒川区民住宅の今後のあり方」（審議、答申） 平成29年度～30年度 住宅マスタープラン改定に向け、第19回～第22回住宅対策審議会において審議、答申								
必要性	区の住宅施策に関する重要な事項を審議する区長の附属機関として必要である。								
実施方法	(1直営) (直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員) ○荒川区住宅基本条例及び荒川区住宅対策審議会規則により荒川区住宅対策審議会を設置し実施する。								
指 標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移				指標に関する説明	
				元年度	2年度	3年度	4年度 見込み		目標値 (8年度)
	①								
	②								
③									
事務事業の分類				分類についての説明・意見等					
4年度		5年度							
継続		継続		区の住宅施策に関する重要な事項を審議する区長の附属機関として必要な事業であるため、継続して実施する。					

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	11-03-10			戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	住宅マスタープランの推進			部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課			課長名	大木
				担当者名	松本、福木			内線	2822
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（4年度）									
事務事業の種類		<input type="radio"/> 新規事業 (<input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度)			<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	平成 4 (1992) 年度			根拠	住生活基本法、荒川区住宅基本条例				
終期設定	<input type="radio"/> 有	<input checked="" type="radio"/> 無	() 年度			法令等			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内			<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画	<input type="radio"/> 非計画	
行政評価 事業体系	分野	IV	環境先進都市						
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成						
	施策	02	快適な居住環境の形成						
目的	住宅マスタープランに位置づけられた施策・事業の進行管理を行う。								
対象者等									
内容	<p><input type="radio"/> 改定主旨 平成18年6月、「住生活基本法」が制定され、国においては、全国的な住宅ストックの充足や少子・高齢化、人口の減少などの社会情勢の変化を踏まえて「量」の確保から「質」の向上へと住宅政策の転換を本格化させるため、住生活基本法に基づく住生活基本計画（全国計画）を平成28年3月に改定した。 区においても、こうした国の動向や都の動向、区の住宅を取り巻く状況を踏まえ、平成31年3月、全面的な改定を行った。</p> <p><input type="radio"/> 基本目標 目標1 安全で安心な住まいと住環境の整備 目標2 良好で快適な住宅ストックの確保と活用 目標3 誰もが安心して住み続けられる住まいの確保</p>								
経過	<p>平成 4年 7月 第1次住宅マスタープラン策定（計画期間 平成3年度～平成12年度） 平成12年 3月 第2次住宅マスタープラン策定（計画期間 平成13年度～平成22年度） 平成20年 1月 荒川区住宅対策審議会へ「新たな住宅政策のあり方」について諮問 平成20年12月 荒川区住宅対策審議会から「新たな住宅政策のあり方」について答申 平成21年 3月 第3次住宅マスタープラン策定（計画期間 平成21年度～平成30年度） 平成29年12月 荒川区住宅対策審議会へ「新たな住宅施策のあり方について」について諮問 平成30年10月 荒川区住宅対策審議会から「新たな住宅施策のあり方について」について答申 平成31年 3月 第4次住宅マスタープラン策定（計画期間 平成31年度～令和10年度）</p>								
必要性	区の住宅施策を総合的・体系的に推進していくための基本計画として必要である。								
実施方法	<p>(1直営) (直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員)</p> <p>①住宅対策審議会へ諮問、審議、答申②素案作成③パブリックコメント④住宅マスタープラン策定 ※策定後は住宅マスタープランに位置づけられた施策・事業の進行管理を行っていく。</p>								
指 標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明
				元年度	2年度	3年度	4年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	住みよさ (%)	89	92	92	94	-	区政世論調査	
	②								
③									
事務事業の分類				分類についての説明・意見等					
4年度		5年度							
推進		推進		住宅マスタープランは、安全で安心な住まいと住環境の整備の基本的な方針を定めたものであり、その実現に必要な事業であるため、推進する。					

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード		11-03-13			戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名		従前居住者用住宅管理運営			部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	大木	
					担当者名	中川、太田、松本、福木		内線	2822	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（4年度）		01-14-01		従前居住者用住宅管理運営費						
		01-14-02		従前居住者用住宅大規模改修費						
事務事業の種類		<input type="radio"/> 新規事業 (<input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度)			<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度		平成 27 (2015) 年度		根拠	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律、荒川区従前居住者用住宅条例					
終期設定		<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 () 年度		法令等						
実施基準		<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価 事業体系		分野	VI 安全安心都市							
		政策	11 防災・防犯のまちづくり							
		施策	03 災害に強い街づくりの推進							
目的	密集住宅市街地整備促進事業及び都市防災不燃化促進事業の施行により、住宅に困窮することとなる者に対し賃貸住宅を提供することにより、区民の生活の安定と福祉の増進を図る。									
対象者等	<input type="radio"/> 密集住宅市街地整備促進事業及び都市防災不燃化促進事業の施行により住宅に困窮する者 <input type="radio"/> 主な入居要件 単身又は同居の親族を有する者。建替え又は除却となる住宅に引き続き1年以上居住している。低所得である（仮住居は除く）。独立して日常生活を営むことができる。									
内容	1 住宅の概要 (1) 荒川二丁目住宅（荒川2-49-7、鉄筋コンクリート造、11戸（借上げ） (2) 町屋五丁目住宅（町屋5-9-2、鉄筋コンクリート造、20戸） 2 使用料 公営住宅法に基づく低廉な使用料 3 業務内容 (1) 荒川二丁目住宅 区：入居者管理（入居許可、使用料決定、使用料徴収、各種手続） U R : 建物の維持管理（借上住戸内は区） (2) 町屋五丁目住宅 区：入居者管理（入居許可、使用料決定、使用料徴収、各種手続） 指定管理者（東京都住宅供給公社）：建物の管理									
経過	平成24年度 荒川二・四・七丁目地区のまちづくりに関する協定に基づき、U Rに対し従前居住者用住宅の建設要請 平成27年4月1日 従前居住者用住宅開設（条例施行）荒川二丁目住宅 6戸、町屋五丁目住宅10戸 平成29年7月21日 荒川二丁目住宅の管理戸数を6戸から8戸に変更 平成30年6月16日 荒川二丁目住宅の管理戸数を8戸から9戸に変更 平成31年4月1日 入居対象者に東京都市計画道路事業協力者を追加 令和元年6月30日 荒川二丁目住宅の管理戸数を9戸から10戸に変更 令和2年3月31日 荒川二丁目住宅の管理戸数のうち1Kを1戸返還 令和2年6月30日 荒川二丁目住宅の管理戸数を9戸から、1LDKを1戸追加し10戸に変更 令和4年1月1日 町屋五丁目住宅の管理戸数を10戸から20戸に変更 令和4年6月30日 荒川二丁目住宅の管理戸数を10戸から、1LDKを1戸追加し11戸に変更									
必要性	密集住宅市街地整備促進事業、都市防災不燃化促進事業及び東京都市計画道路事業を推進していくうえで必要性は高い。									
実施方法	(2一部委託) (直営の場合) <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 荒川二丁目住宅、町屋五丁目住宅は共に区が入居手続、使用料決定徴収、入居者管理を行い、建物の維持管理は、荒川二丁目住宅はU R（住戸内は区）、町屋五丁目住宅は指定管理者が行う。									
指 標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明	
				元年度	2年度	3年度	4年度 見込み	目標値 (8年度)		
	①	入居希望者の入居率 (%)	100	100	100	75	100	令和4年度に11戸追加		
	②									
③										
事務事業の分類				分類についての説明・意見等						
4年度		5年度								
推進		推進		密集住宅市街地整備促進事業等の推進のために、代替住宅の供給は重要な事業であるため、推進する。						

